

令和8年度水防計画

群馬県

目 次

◆本 編

第1章 総 則

1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 安全配慮	2

第2章 水 防 組 織

2.1 水防本部	3
2.2 県の水防組織	3
2.3 水防管理団体の水防組織	7
2.4 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会	7

第3章 水 防 活 動

3.1 水防配備および活動	8
3.2 巡視および警戒	9
3.3 水防作業	10
3.4 緊急通行	10
3.5 警戒区域の指定	10
3.6 避難のための立退き	10
3.7 決壊・漏水等の通報	10
3.8 水防配備の解除	11

第4章 水防信号、水防標識等

4.1 水防信号	14
4.2 水防標識	14
4.3 身分証明書	15

第5章 洪水予報

5.1 気象庁が行う予報及び警報	16
5.2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	17
5.3 県と気象庁が共同で行う洪水予報	28
5.4 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報	29
5.5 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報	30
5.6 県が行う水位到達情報及び水防警報	43

第 6 章	水位等の観測、通報及び公表	
6.1	雨量の観測及び通報	56
6.2	水位の観測及び通報	56
6.3	欠測時の措置	56
第 7 章	協力及び応援	
7.1	河川管理者の協力及び援助（直轄河川）	57
7.2	河川管理者の協力及び援助（県管理河川）	57
7.3	下水道管理者の協力（県管理下水道）	57
7.4	水防管理団体の応援及び相互協定	57
7.5	隣接県との協力及び相互協定	58
第 8 章	水防協力団体	
8.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	68
8.2	水防協力団体の業務	68
8.3	水防協力団体と水防団等の連携	68
8.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	68
第 9 章	水防報告	
9.1	水防管理団体	69
9.2	土木事務所長	69
第 10 章	ダム・水門等及びその操作	73
第 11 章	重要水防箇所	
11.1	重要水防箇所指定基準（国管理河川）	74
11.2	重要水防箇所指定基準（県管理河川）	76
11.3	重点監視区間指定基準（県管理河川）	78
11.4	重要水防箇所	79
第 12 章	水防団等の器具資材設備	
12.1	水防管理団体の水防又は消防機関	80
12.2	水防倉庫及び備蓄資機材	80
12.3	河川防災ステーション	80
第 13 章	通信連絡輸送	
13.1	防災行政無線等通信施設	82
13.2	輸送経路	82
第 14 章	浸水想定区域の指定	82

第 1 章 総 則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき群馬県の地域に係わる洪水等に対し、管内の水防管理団体の水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の福祉を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 氾濫開始相当水位・氾濫発生水位

ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ基準水位観測所に換算した水位のこと。市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造部が存する土地（その条項がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）

1.3 安全配慮

洪水又は内水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全は確保しなければならない。

安全確保のために配慮すべき事項はおおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものがない場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・出水期前に洪水時の堤防決壊事例等の資料を水防団員等に配布し、安全確保のための研修を実施する。

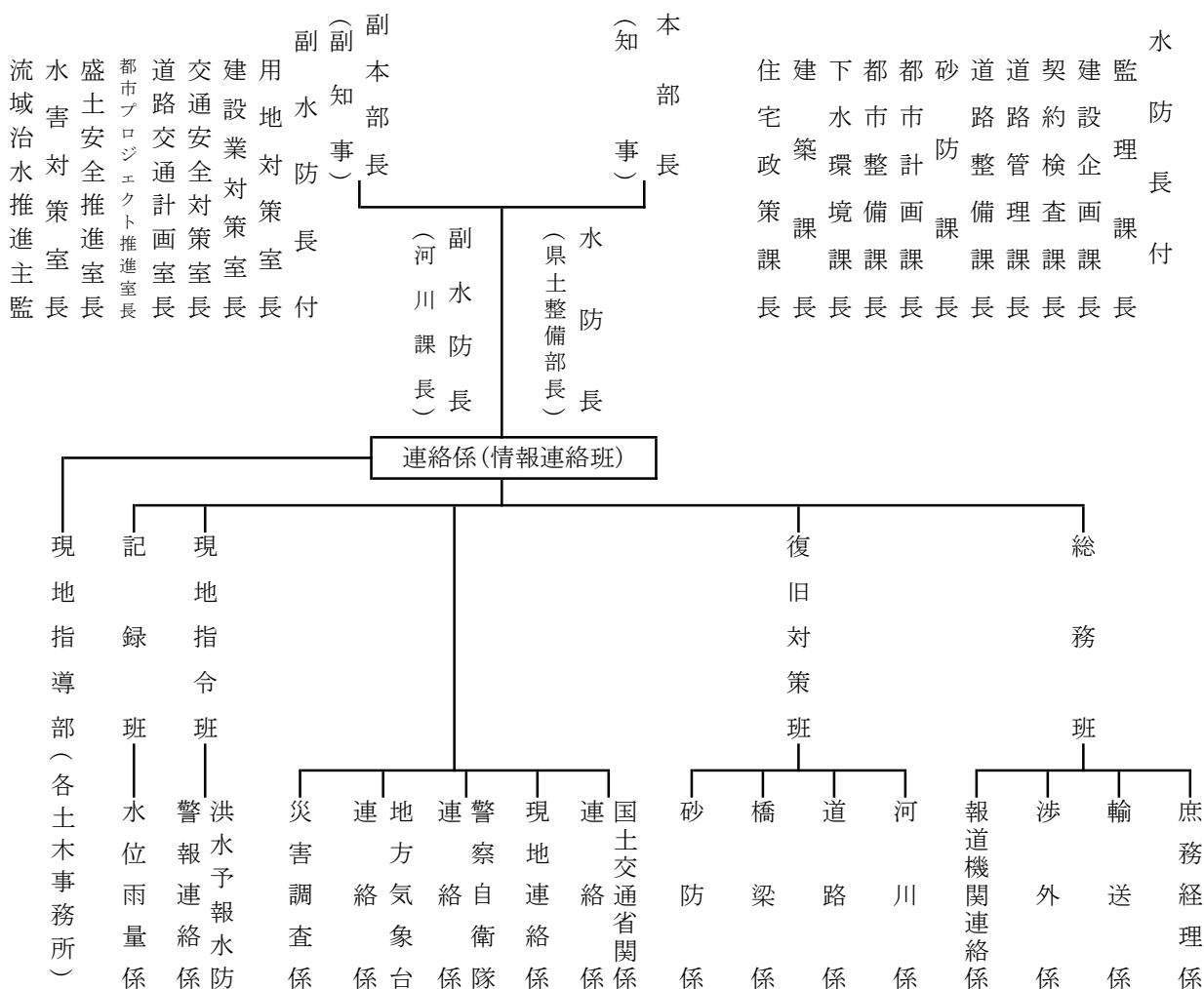
第2章 水防組織

2.1 水防本部

- (1) 知事は、次の場合に群馬県水防本部（以下「水防本部」という。）を県土整備部内に設置するとともに、各土木事務所ごとに現地指導部を設け水防事務を処理する。
 - (ア) 大雨に関する警報が発せられたとき。
 - (イ) その他知事が洪水等の発生する恐れがあると認めたとき。
- (2) 知事は、次の場合に水防本部及び現地指導部を廃止するものとする。
洪水等の恐れが解消し、水防活動が終了したとき。
- (3) 水防本部事務局は県土整備部河川課におく。
- (4) 水防本部は、群馬県災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

2.2 県の水防組織

(1)組織系統



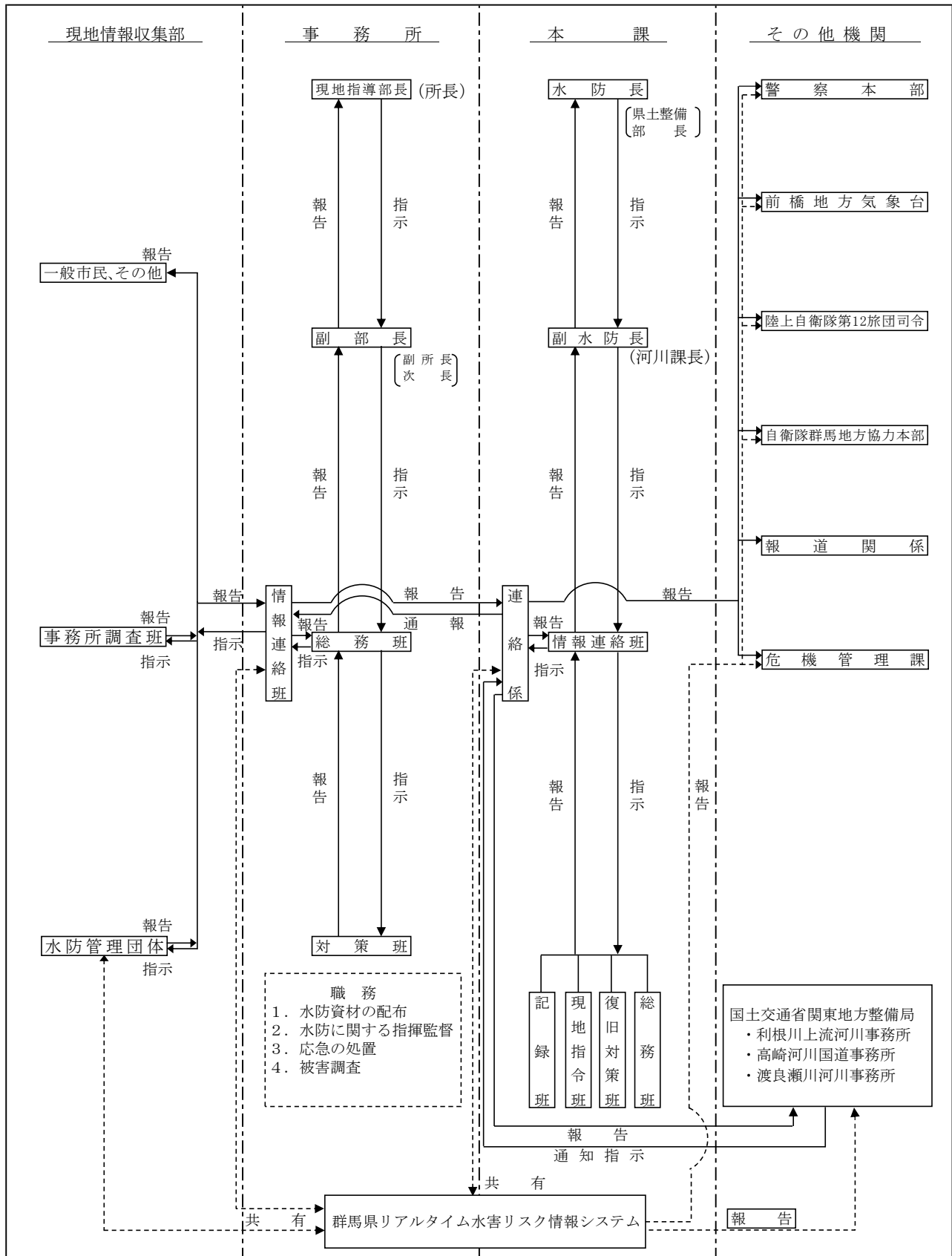
(2) 水防本部の構成及び事務分担

本 部 長	知 事
副 本 部 長	副 知 事
水 防 長	県土整備部長
副 水 防 長	河川課長
水 防 長 付	監理課長 建設企画課長 契約検査課長 道路管理課長 道路整備課長 砂防課長 都市計画課長 都市整備課長 下水環境課長 建築課長 住宅政策課長
副 水 防 長 付	用地対策室長 建設業対策室長 交通安全対策室長 道路交通計画室長 都市プロジェクト推進室長 盛土安全推進室長 水害対策室長 流域治水推進主監

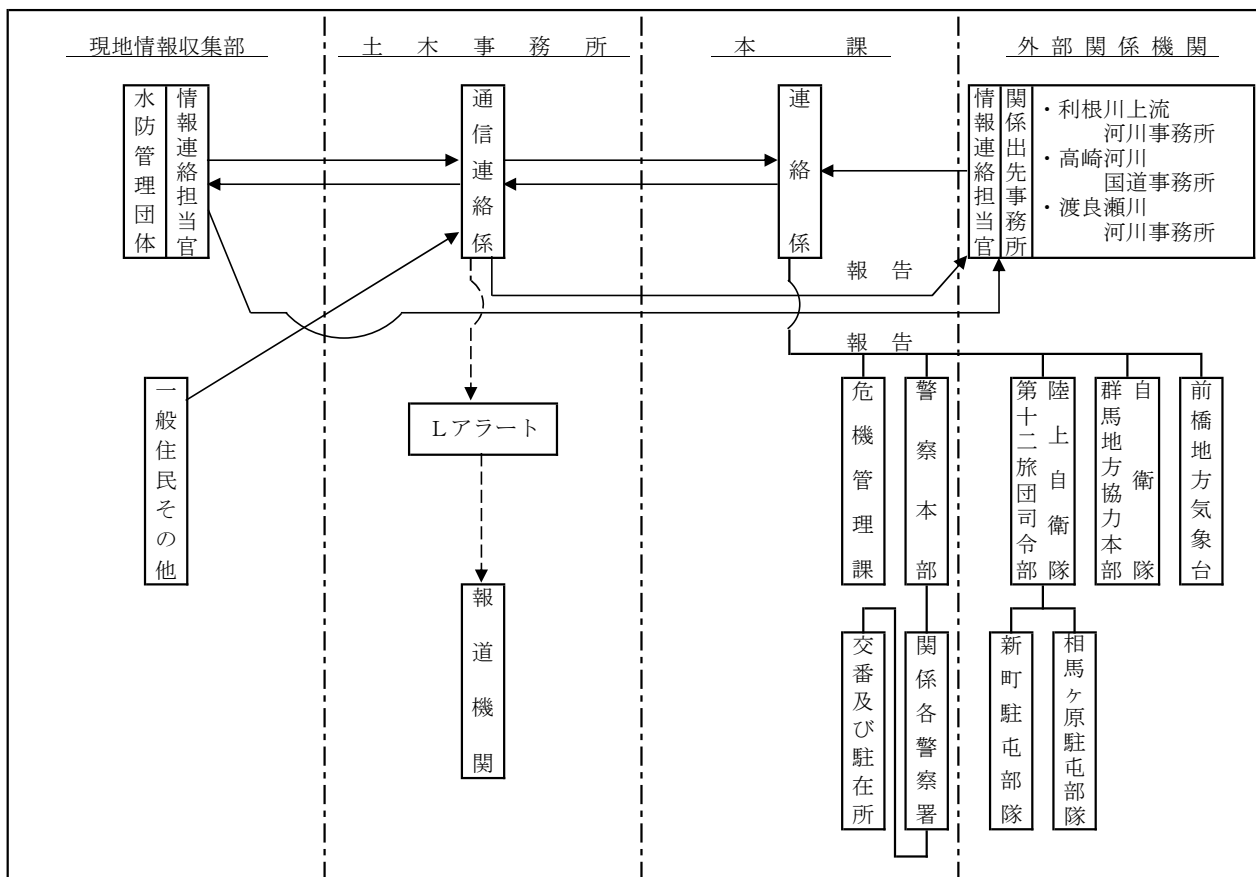
班 名	係 名	係 担 当	所 掌 事 務
総務班 班長 河川課 事務次長	庶 務 経 理 係	工事事務係員(1名)	・水防事務の諸経理に関すること。 ・他班の所掌に属さない事務に関すること。
	輸 送 係	河川管理係員(1名)	・緊急自動車の確保・配車に関すること。 ・本部員並びに水防資器材の輸送に関すること。
	渉 外 係	工事事務係員(1名)	・他部局への応援要請に関すること。 ・災害対策本部との連絡に関すること。
	報 道 機 関 連 絡 係	工事事務係長	・被害状況、水位・雨量情報等の広報に関すること。
復旧対策班 班長 河川課 技術次長	河 川 係	川づくり係長 川づくり係員(1名)	・被災箇所の把握及び応急対策に関すること。
	道 路 係	補修係長 係員(1名)	・水防資器材の配付に関すること。
	橋 梁 係	交通安全係長 係員(1名)	・水防作業の指揮監督に関すること。
	砂 防 係	砂防整備係員(2名)	・排水ポンプ場、水門等の操作状況の情報収集に関すること。
情報連絡班 班長 河川課 防災係長	国 土 交 通 省 関 係 連 絡 係	防災係員(1名) 川づくり係員(1名)	・国土交通省関係機関との連絡調整に関すること。
	現 地 連 絡 係	防災係員(1名) 川づくり係員(1名)	・土木事務所、水防管理団体、住民からの連絡調整に関すること。
	警 察 自 衛 隊 連 絡 係	川づくり係員(1名) 補修係員(2名)	・警察との連絡調整及び自衛隊への出動要請における危機管理課との調整に関すること。
	地 方 気 象 台 連 絡 係	河川企画係員(1名) 砂防情報係員(1名)	・注意報、警報及び気象状況等の情報収集に関すること。 ・土砂災害警戒情報の連絡調整に関すること。
	災 害 調 査 係	防災係員(2名)	・公共土木施設の災害情報収集及び、国土交通省防災課への連絡調整に関すること。
現地指令班 班長 河川課 流域治水係長	洪 水 予 報 水 防 警 報 連 絡 係	流域治水係員(1名) 防災係員(1名)	・利根川水系洪水予報文の伝達確認業務に関すること。 ・水防警報、その他指示事項の立案に関すること。
記録班 班長 河川課 河川企画係長	水 位 ・ 雨 量 係	河川企画係員(1名) 河川管理係員(1名)	・土木事務所及びテレメータシステム・河川情報センターからの水位・雨量情報収集に関すること。

(3) 情報伝達ルート

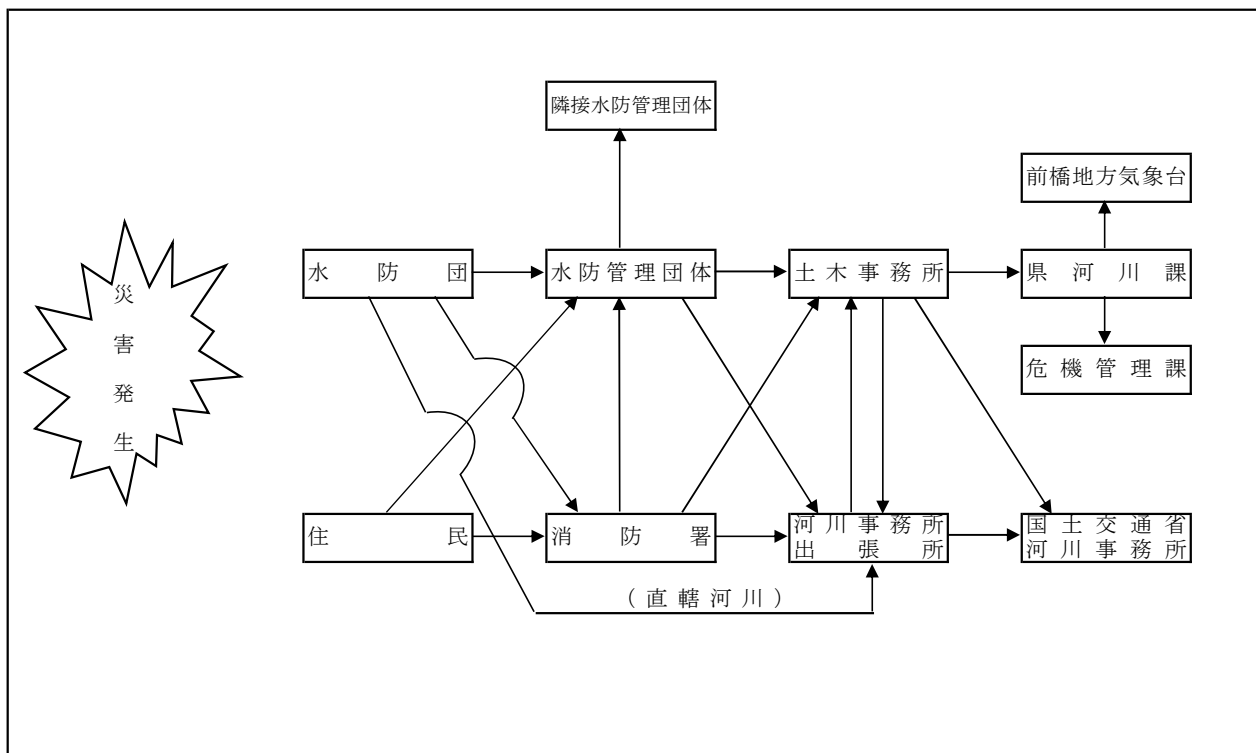
ア 出水時の情報収集伝達ルート



イ 出水時の情報収集伝達ルート（直轄河川）



ウ 破堤等重大災害状況の情報伝達ルート



(4) 現地指導部事務分担

各現地指導部は、管轄する区域での水防活動、関係する水防管理団体との連絡調整等を円滑に行うため、第3章の規定による配備体制をあらかじめ決定し、水防事務に備えるものとする。各現地指導部の配備体制表及び対策班分担表は資料編「1. 現地指導部事務分担表」のとおりである。

2.3 水防管理団体の水防組織

次表の指定水防管理団体の管理者は、水防法第33条の規定に基づき、水防計画を定め、知事に届け出、水防事務が迅速に処理できるようあらかじめ分担を定めておかなければならない。

その他の管理団体にあっても、所轄土木事務所長の指導のもとに水防計画を定めておく必要がある。

なお、水防計画を定めたときは、すみやかに関係機関に周知しておく。

指 定 水 防 管 理 団 体

(1組合15団体)

館 林 地 区 消 防 組 合	渋 川 市	前 橋 市
藤 岡 市	下 仁 田 町	高 崎 市
富 岡 市	甘 楽 町	桐 生 市
安 中 市	玉 村 町	伊 勢 崎 市
榛 東 村	大 泉 町	太 田 市
吉 岡 町		

2.4 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会

県土整備部長が組織する河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会及び国土交通省が組織する大規模氾濫減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第3章 水防活動

3.1 水防配備および活動

(1) 県の非常配備

本部長は、水防法第10条第1項の規定により（洪水のおそれがあると認められるとき）、前橋地方気象台又は関東地方整備局から、その状況を通知されたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

配備区分	発 令 基 準	配 備 内 容
警 戒	前橋地方気象台からレベル2大雨注意報が発せられたとき。	原則として、2名以上で水防業務にあたる。 なお、現地指導部については、現地指導部長の判断による。
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢	所属人員の1／4程度で水防業務にあたる。
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢	所属人員の半数で水防業務にあたる。
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって、水防活動ができる態勢	所属人員全員で水防業務にあたる。
注意事項	1 この指令は、事態に応じ第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。 2 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。 3 水防本部員は、第1配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない。 4 非常勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5 その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 6 群馬県災害対策本部が設置されたときは、群馬県地域防災計画に定める基準による。	

(2) 指定水防管理団体

水防管理者は、非常配備について群馬県水防本部の配備に準じ、あらかじめ水防計画を定め、その体制を整備しておくものとする。

(3) 水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、県の非常配備に準ずるものとし、水防管理者があらかじめその体制を整備しておくものとする。

(4) 水防管理団体の水防活動

水防管理者は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他、水防上必要があると認められるときは、水防団又は消防機関を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、付表 1により直ちに出動状況を所轄現地指導部長に報告するものとし、現地指導部長は、管内の水防管理団体の出動状況を取りまとめ、県水防本部長及び関係国土交通省出先事務所長に通報するものとする。出動や出動準備の基準はおおむね次のとおりとする。

ア 待 機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状況を把握することに努め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待 機 基 準	1 洪水予報等、河川状況により必要と認められるとき 2 水防警報（待機）が発せられたとき
---------	---

イ 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり、ダム水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させること。

出 動 準 備 基 準	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき
-------------	---

ウ 出 動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出 動 基 準	1 水防警報（出動）が発せられたとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 急激な豪雨があったとき 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき
---------	--

3.2 巡視および警戒

ア 水防管理者は、気象又は水防の予警報が発せられたときや気象状況により水防の必要が予知されるときまたは、地震による堤防の漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

イ 巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者に報告するものとする。

巡視にあたって留意すべき事項は、おおむね、次のとおりである。

- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- 堤防から水があふれる状況

ウ 水防管理者は、県から非常配備体制が指令された場合は、河川等の監視および警戒をさらに厳重にし、第 11 章重要水防箇所に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

3.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

3.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共のように供しない空き地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

3.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

3.6 避難のための立退き

(1) 立退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長又はその命をうけた水防本部長もしくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、信号及び広報施設等を利用して、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。

水防管理者は指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 立退き予定地等住民への周知

水防管理者は、所轄警察署長及び消防機関の長等と協議の上、立退き予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

3.7 決壊・漏水等の通報

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態が生じたときには、当該水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄現地指導部長及び氾濫する方向の隣接水防管理者、あるいは最寄りの国土交通省出先事務所に通報しなければならない。

通報をうけた現地指導部長は、水防本部、その他の必要な機関に連絡するものとする。また、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

なお、水防管理者等は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

3.8 水防配備の解除

(1) 県の非常配備の解除

水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体の非常配備の解除

ア 水防管理団体の非常配備の解除

水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときには、所轄現地指導部長を通じ、水防本部に通報するものとする。

イ 水防団及び消防団の非常配備の解除

水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

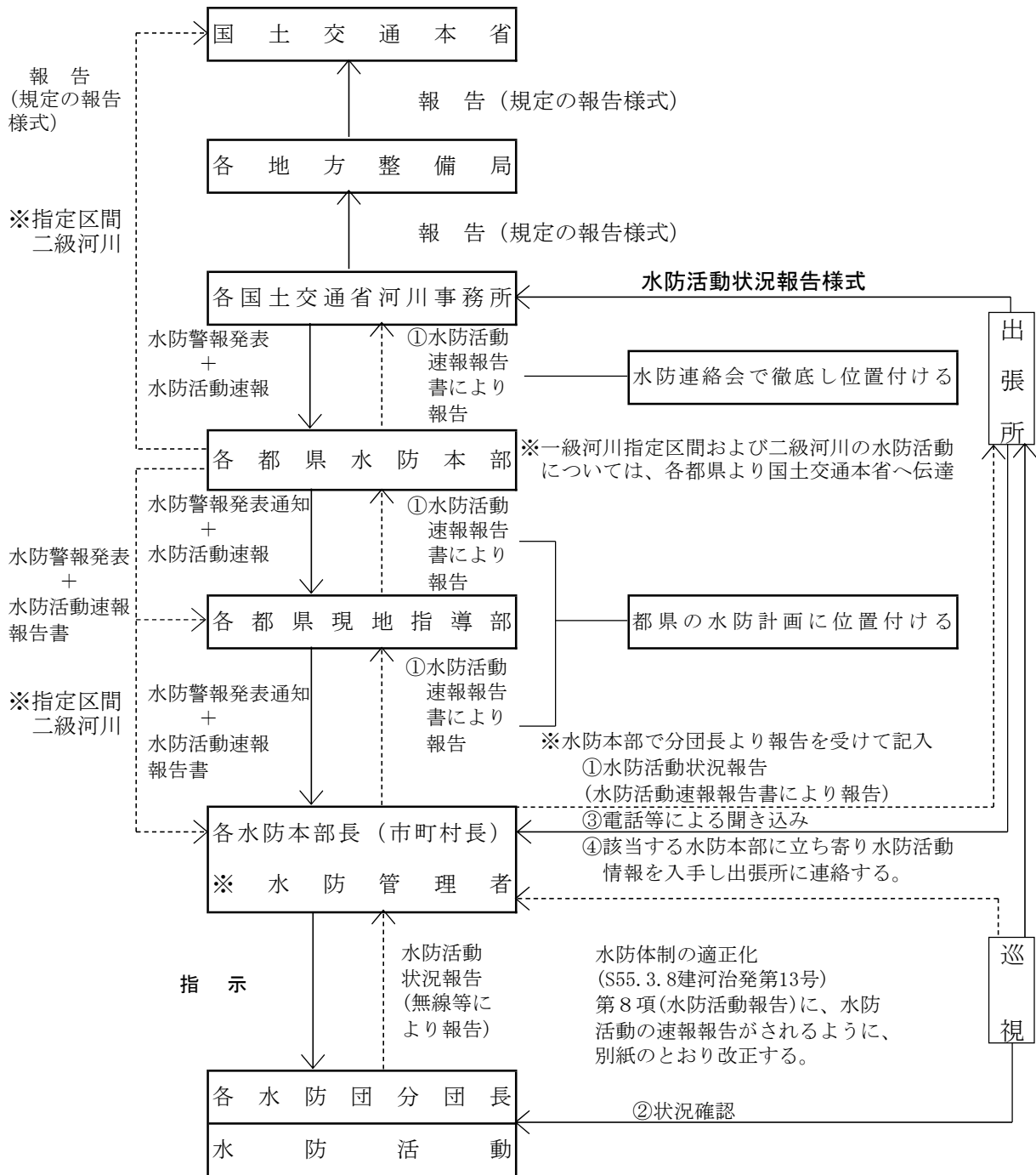
様式－ 1

水防活動速報報告書

(水防管理団体名：)
 令和 年 月 日
 作成責任者

水防実施箇所	左 川 岸 右		市 地先 群馬県 町 村	
日 時	月 日 時現在			
出 動 人 員	水 防 団 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計
水防作業の概要および工法	作業概要： 実施工法名： (概略の作業量)			
備 考				

水防活動状況の確認方法フロー



②、③は、現在実施している確認方法で今後も継続で行う。
 今後は、①により出勤後速やかに報告されるようにすると共に
 ④により水防活動状況を把握する。

第4章 水防信号、水防標識等

4.1 水防信号

水防法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。

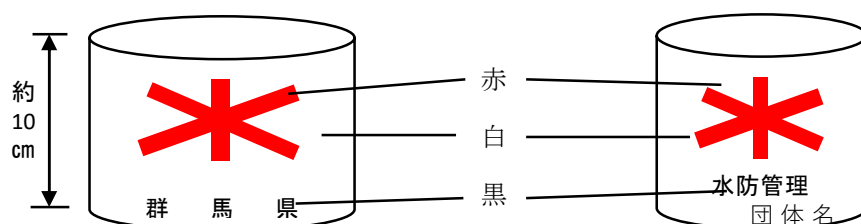
(平成6年2月22日群馬県告示第106号)

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休 ○ー 休 ○ー 休 止 止 止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○ー 休 ○ー 休 ○ー 休 止 止 止
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

4.2 水防標識

(1) 水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

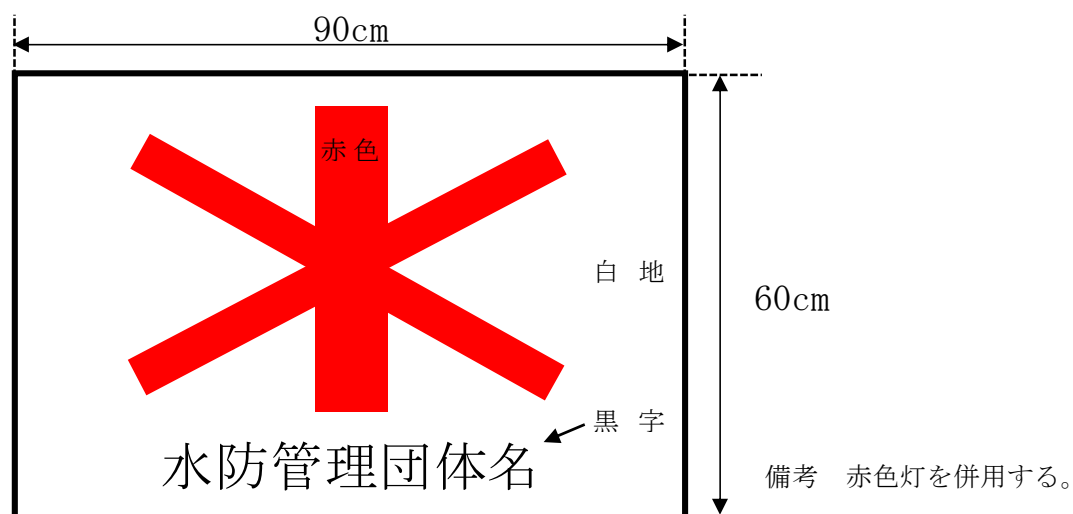
ア 水防要員の標識（左腕につける。）



イ 水防用車両の標識

水防法第18条の規定による優先通行標識

(平成6年2月22日 群馬県告示第106号)



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

4.3 身分証明書

(1) 県の職員の身分証票

水防法第49条第2項の規定により本県職員が携帯する身分を示す証票は次のとおりとする。

(平成6年2月22日群馬県告示第106号)

(表)

第 号	
身 分 証 票	
職氏名 生年月日	
上記の者は水防法第49条に基づく職員であることを証する。	
年 月 日	印
群馬県知事	

9 cm

6 cm

(裏)

水防法抜粋

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 水防管理団体の職員の身分証書

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第5章 洪水予報

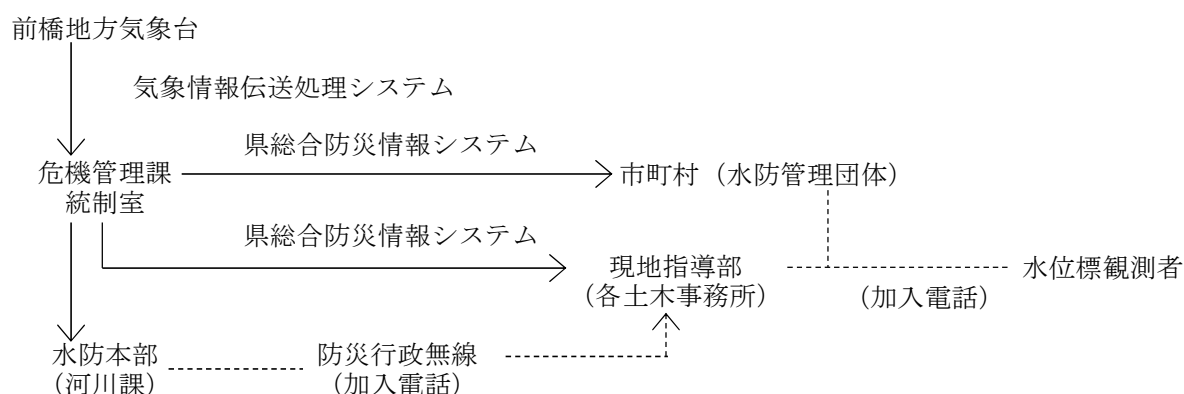
5.1 気象庁が行う予報及び警報

知事（水防本部長）は、水防法第10条第1項の規定に基づいて前橋地方気象台から気象警報（レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報）、を受けたときは、次のとおり通報する。

なお、気象注意報（レベル2大雨注意報）が発表されたとき、又はその他の気象注意報の連絡があったときも同様とする。

警報の必要のなくなったときも、同様とする。

◎気象注意報・警報等通報系統図



水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に 適合する 注意報・警報	一般の利用に 適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

(大雨警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水並びに洪水キキクル（危険度分布）、及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新

5.2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づいて、国土交通大臣と気象庁長官が共同で発表する洪水予報について、本県関係の河川及びその伝達系統は次のとおりであり、その様式（FAX・電話）及び実施区域図は、資料編「2. 洪水予報」（1）に記載のとおりである。

また、洪水予報は気象注意報・警報と同様に通報され、発表状況は、気象庁ウェブサイト、県総合防災情報システム端末からも情報を得ることができる。

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の実施河川名・実施区域・基準水位観測所

予報 区域名	河川名	洪水予報実施区域		洪水予報基準観測所		水防団 待機 水位	氾 注 水位	溢 意 水位	避 判 水位	難 断 水位	氾 位	計 高 水位	画	発 表 者
		左岸	右岸	名 称	所 在 地									
利根川 上流部	利根川	自 群馬県伊勢崎市大字柴町 字小泉1555番地先 至 茨城県猿島郡境町字北野 1920番地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字 小泉字飯玉前70番6地先 至 江戸川分派点	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	3.10	4.10	5.28	国土交通省 関東地方整備局 気象庁		
		自 群馬県伊勢崎市境中島字 向川原10番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県伊勢崎市境中島字 石島1082番1地先 至 利根川合流点	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	7.60	9.20	9.90			
	広瀬川	自 群馬県太田市武蔵島町 554番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県太田市前島町 172番5番地先 至 利根川合流点	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	3.10	4.10	5.28			
	早川	自 群馬県足利市若草町 12番1地先 至 利根川合流点	自 栃木県足利市福富町 1819番3番地先 至 利根川合流点	足利	栃木県足利市通4丁目	3.00	3.30	4.90	4.90	5.40	6.54			
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	自 群馬県みどり市大間々町 高津戸1078番17地先 至 栃木県足利市若草町 12番1地先	自 群馬県みどり市大間々町 大間々2245番4地先 至 栃木県足利市福富町 1819番3地先	古河	茨城県古河市桜町	2.70	4.70	8.90	8.90	9.70	11.30	渡良瀬川河川事務所 前橋地方気象台 宇都宮地方気象台		
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	自 群馬県桐生市菱町4丁目 金葛2442番2地先 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県桐生市天神町 3丁目360番12地先 至 渡良瀬川合流点	高津戸	みどり市大間々町 大間々	2.20	3.30	4.40	4.40	5.00	8.54			
桐生川	桐生川	自 群馬県高崎市並榎町 637番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県高崎市内豊岡町字 下北久保860番2地先 至 利根川合流点	広見橋	桐生市東5丁目	1.70	2.00	3.00	3.00	3.70	4.00			
烏川	烏川	自 群馬県高崎市山名町字 南813番1地先 至 烏川合流点	自 群馬県高崎市内豊岡町字 下北久保860番2地先 至 利根川合流点	高松	高崎市高松町	1.60	3.60	3.70	3.70	4.10	5.02			
烏川流域	鑓川	自 群馬県高崎市山名町字 南813番1地先 至 烏川合流点	自 群馬県藤岡市上落合字 長津507番1地先 至 烏川合流点	岩鼻	高崎市岩鼻町	1.00	3.30	4.10	4.10	4.60	4.79	高崎河川国道事務所 前橋地方気象台 熊谷地方気象台		
		自 群馬県高崎市下豊岡町字 西元屋敷488番2地先 至 烏川合流点	自 群馬県高崎市乗附町字 一丁目190番地先 至 烏川合流点	山名	高崎市山名町	2.20	2.60	6.00	6.00	6.20	6.23			
	碓氷川	自 群馬県高崎市浄法寺 字平954番1地先 至 烏川合流点	自 群馬県高崎市下豊岡町字 西元屋敷488番2地先 至 烏川合流点	高松	高崎市高松町	1.60	3.60	3.70	3.70	4.10	5.02			
神流川	神流川	自 群馬県藤岡市浄法寺 字平954番1地先 至 烏川合流点	自 埼玉県児玉郡神川町大字 新宿字淵ノ上133番地先 至 烏川合流点	若泉	埼玉県児玉郡神川町	2.00	3.00	6.70	6.70	7.00	—			

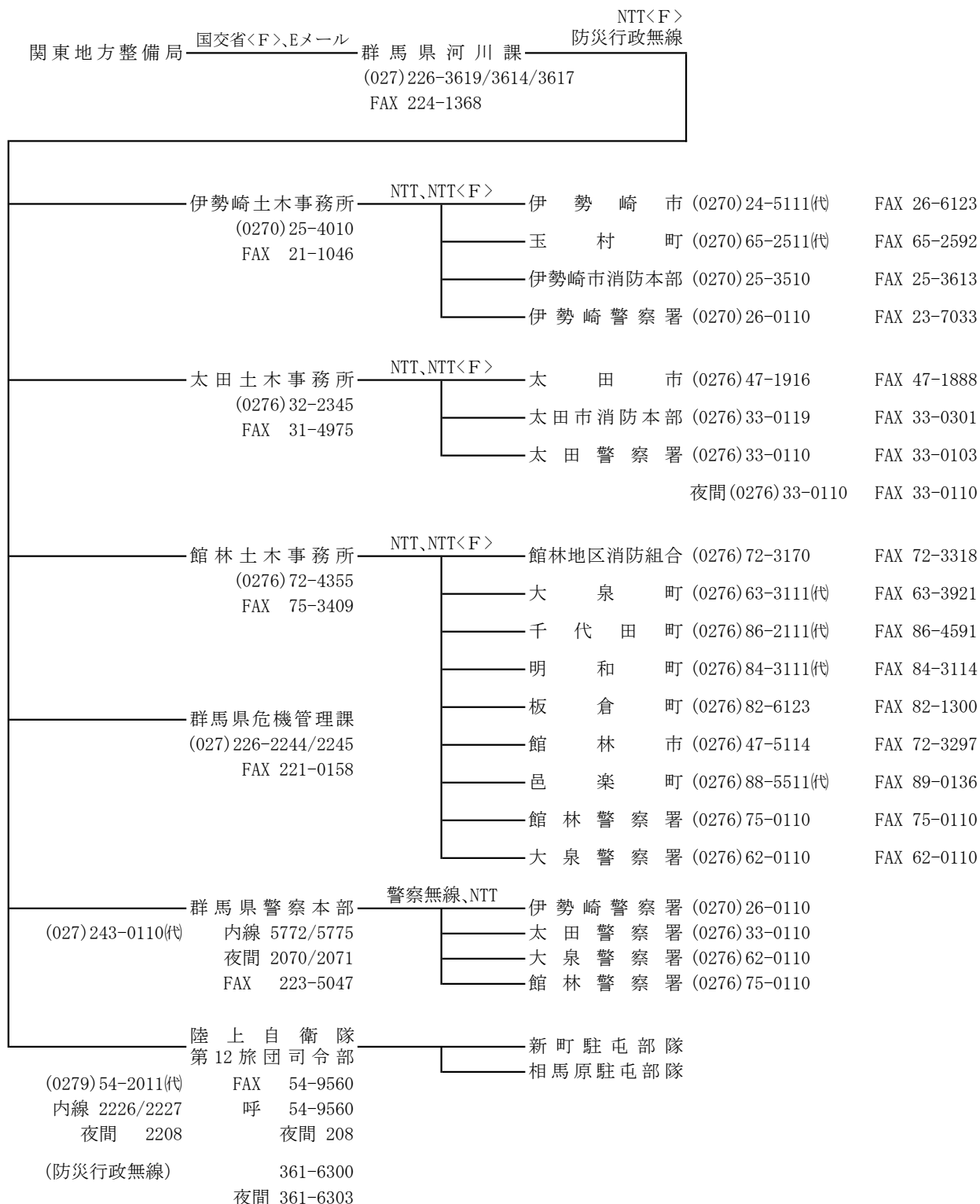
(2)国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の伝達系統

◎ 基 本 系

利根川・荒川・多摩川洪水予報文伝達系統

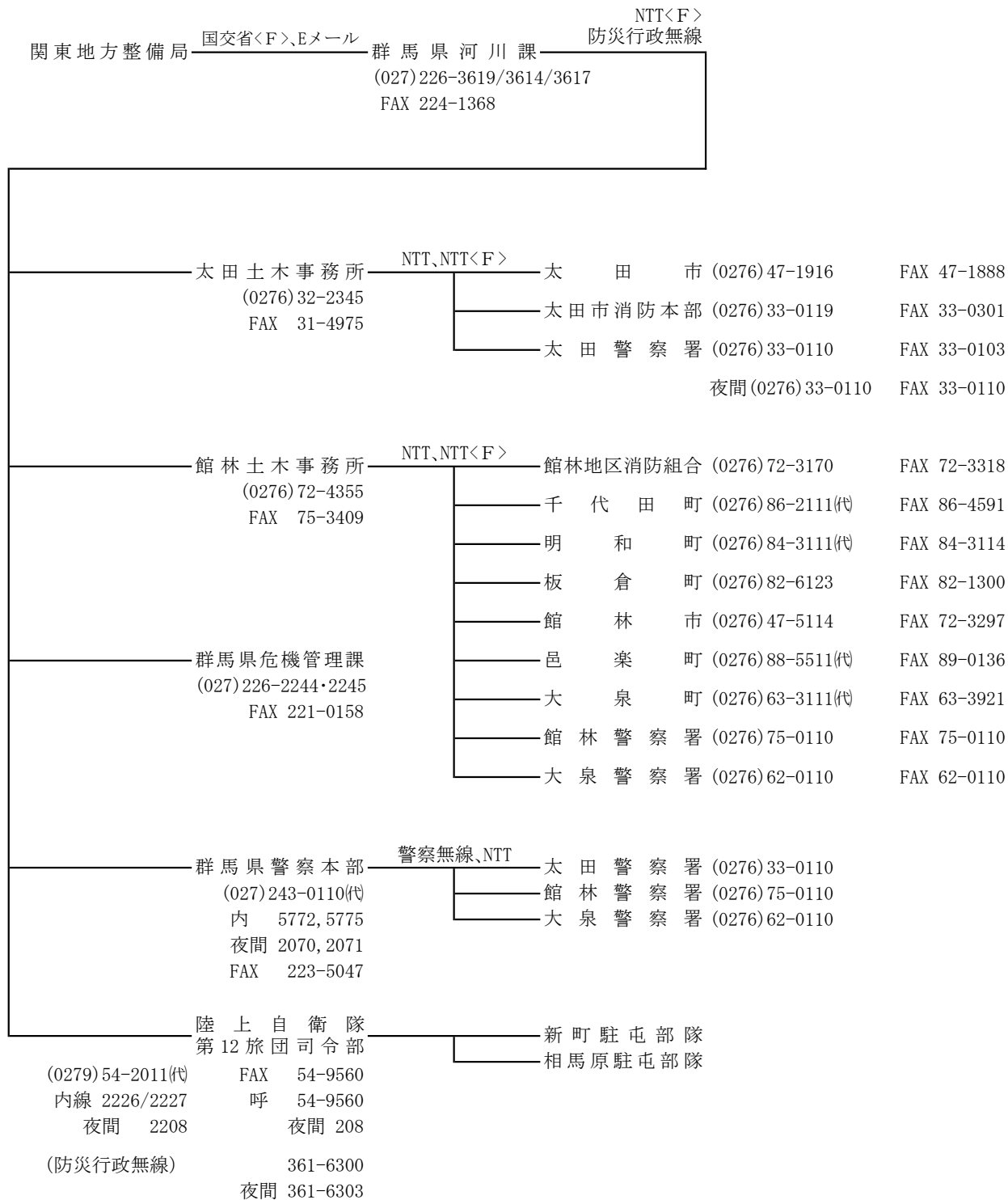
利根川上流部(利根川、広瀬川、早川)

利根川上流部/洪水予報(国)/基本系



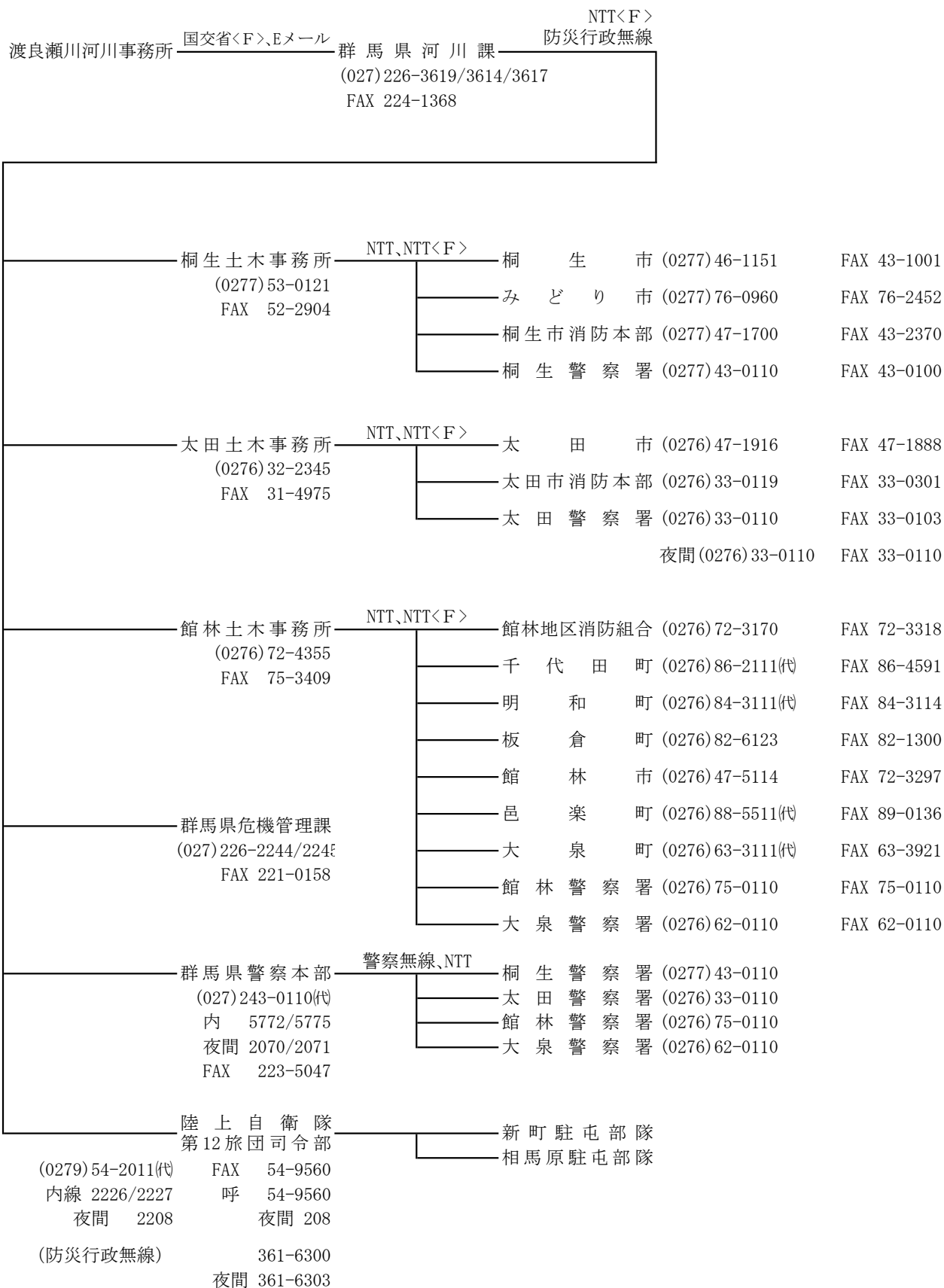
渡 良 瀬 川 下 流 部

渡良瀬川下流部/洪水予報(国)/基本系



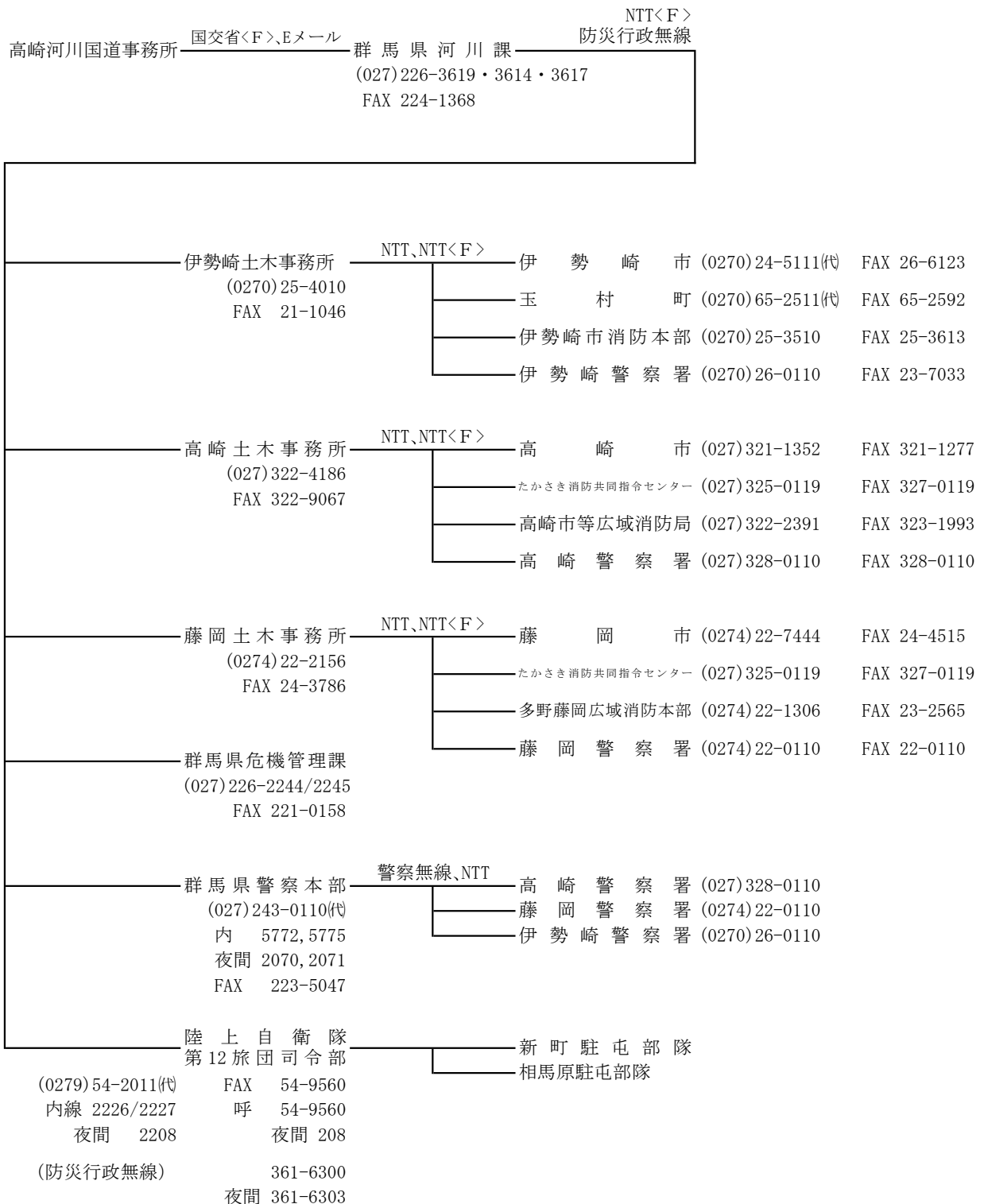
渡良瀬川上流部(渡良瀬川・桐生川)

渡良瀬川上流部/洪水予報(国)/基本系



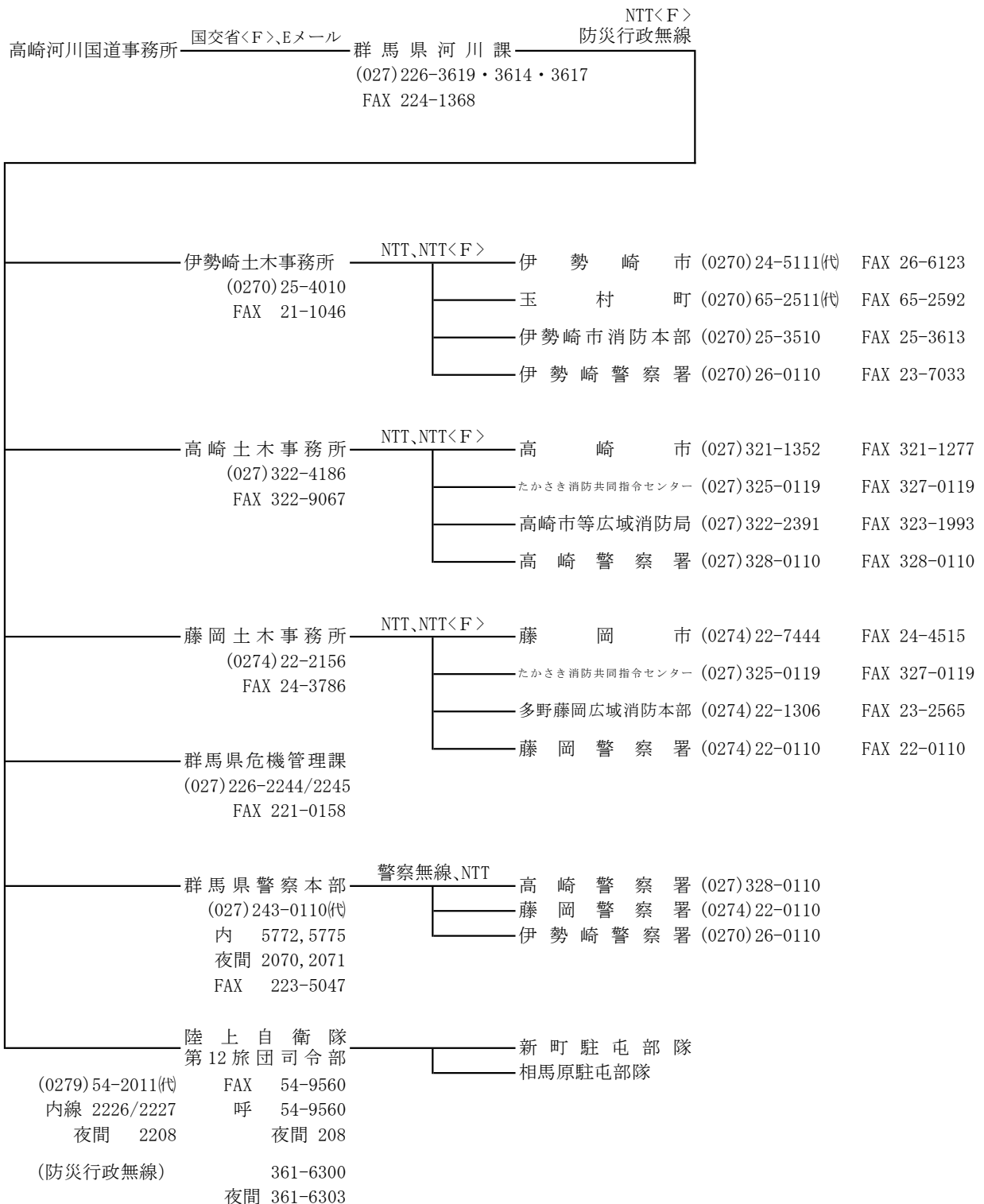
烏川流域(烏川・鐮川・碓氷川)

烏川流域/洪水予報(国)/基本系



神 流 川

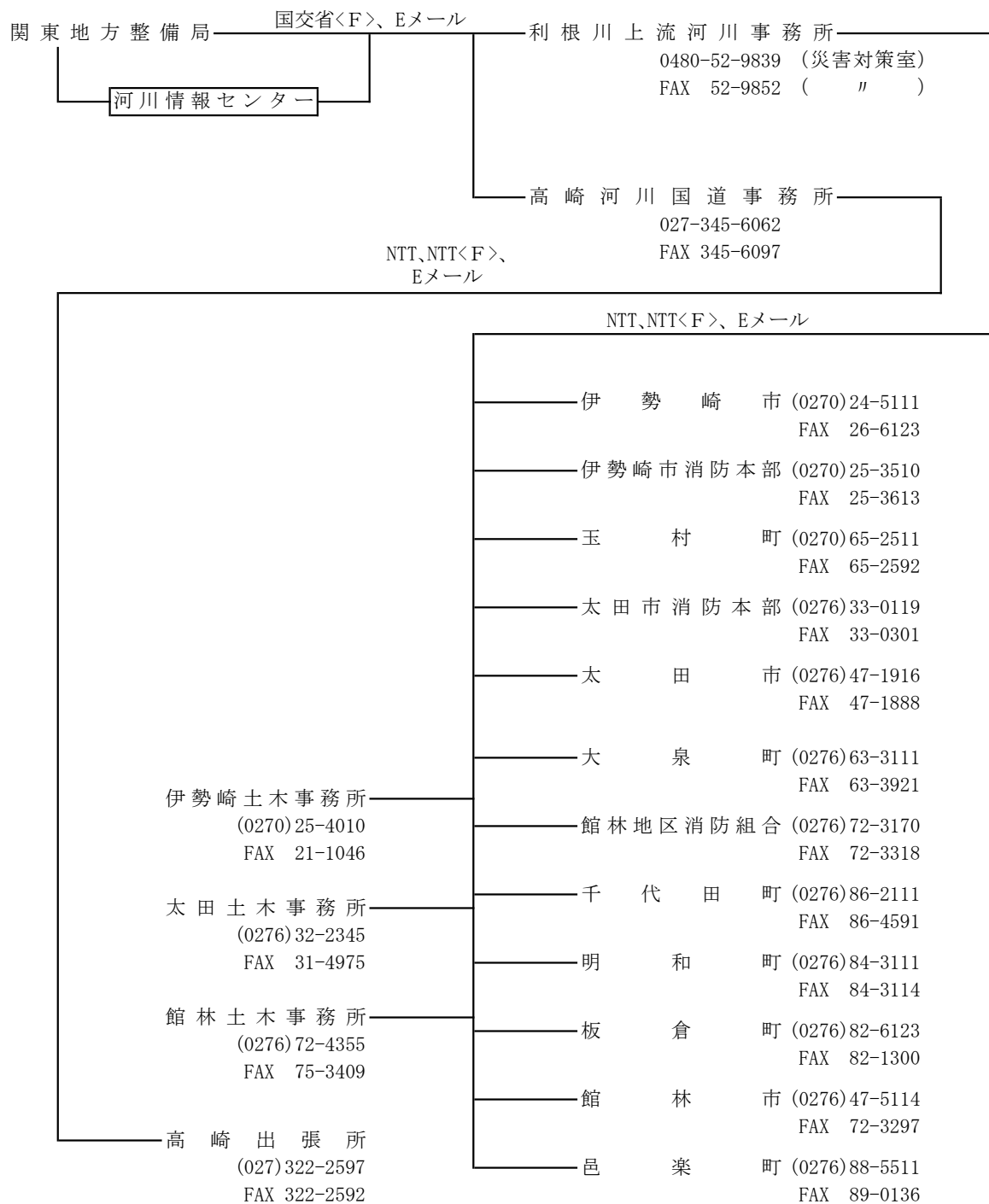
神流川/洪水予報(国)/基本系



◎ 補 助 系

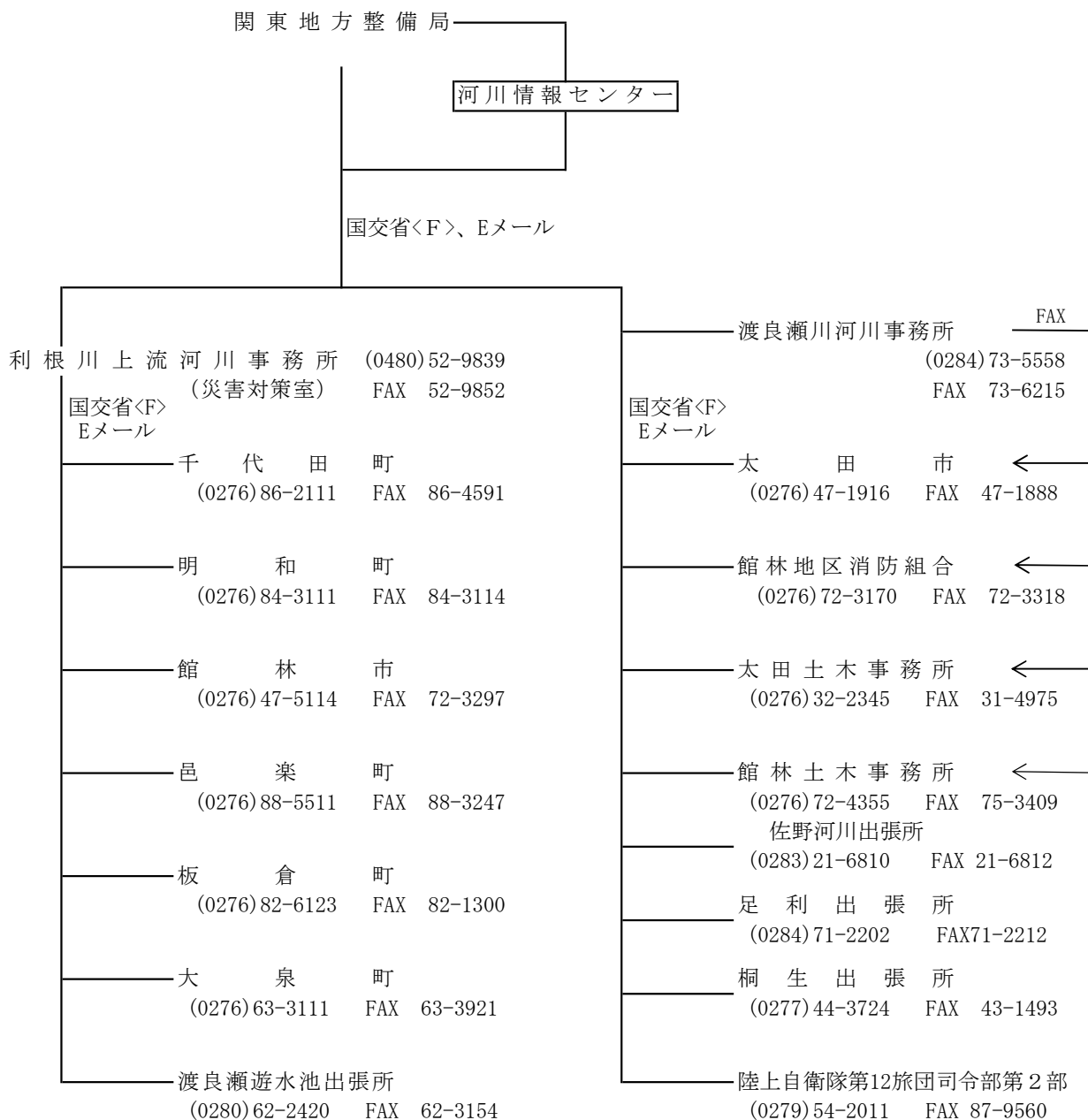
利根川上流部(八斗島、栗橋)

利根川上流部/洪水予報(国)/補助系



渡良瀬川下流部

渡良瀬川下流部/洪水予報(国)/補助系



渡良瀬川上流部(渡良瀬川・桐生川)

渡良瀬川上流部/洪水予報(国)/補助系

河川情報センター

NTT、国交省<F>、
Eメール
渡良瀬川河川事務所
(0284)73-5558 FAX 73-6215

——桐生土木事務所
(0277)53-0121 FAX 52-2904

——桐 生 市
(0277)46-1151 FAX 43-1001

——み ど り 市
(0277)76-0960 FAX 76-2452

——太田土木事務所
(0276)32-2345 FAX 31-4975

——太 田 市
(0276)47-1916 FAX 47-1888

——館林地区消防組合
(0276)72-3170 FAX 72-3318

——館林土木事務所
(0276)72-4355 FAX 75-3409

——千 代 田 町
(0276)86-2111 FAX 86-4591

——明 和 町
(0276)84-3111 FAX 84-3114

——板 倉 町
(0276)82-6123 FAX 82-1300

——館 林 市
(0276)47-5114 FAX 72-3297

——邑 楽 町
(0276)88-5511 FAX 88-3247

——大 泉 町
(0276)63-3111 FAX 63-3921

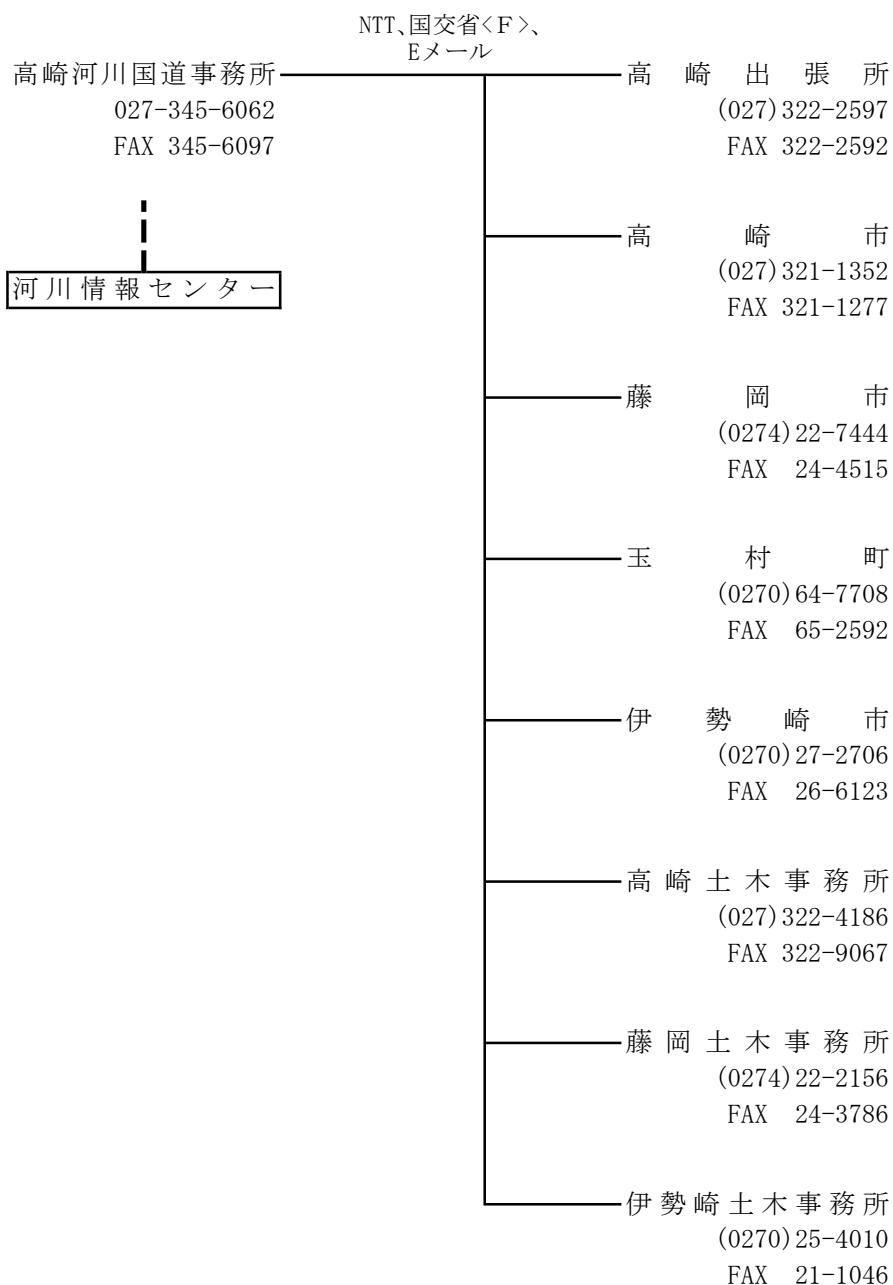
——桐生出張所
(0277)44-3724 FAX 43-1493

——足利出張所
(0284)71-2202 FAX 71-2212

——佐野河川出張所
(0283)21-6810 FAX 21-6812

烏川流域(烏川・鎗川・碓氷川)		
神	流	川

烏川流域・神流川/洪水予報(国)/補助系



5.3 県と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づいて、群馬県知事と気象庁長官が共同で発表する洪水予報について、実施河川及びその伝達系統は次のとおりであり、その様式及び実施区域図は、資料編「2. 洪水予報」（2）に記載のとおりである。

また、洪水予報は気象注意報・警報と同様に通報され、発表状況は、群馬県水位雨量情報 (<http://www.river-gunma.jp>)、気象庁ウェブサイト、県総合防災情報システム端末からも情報を得ることができる。

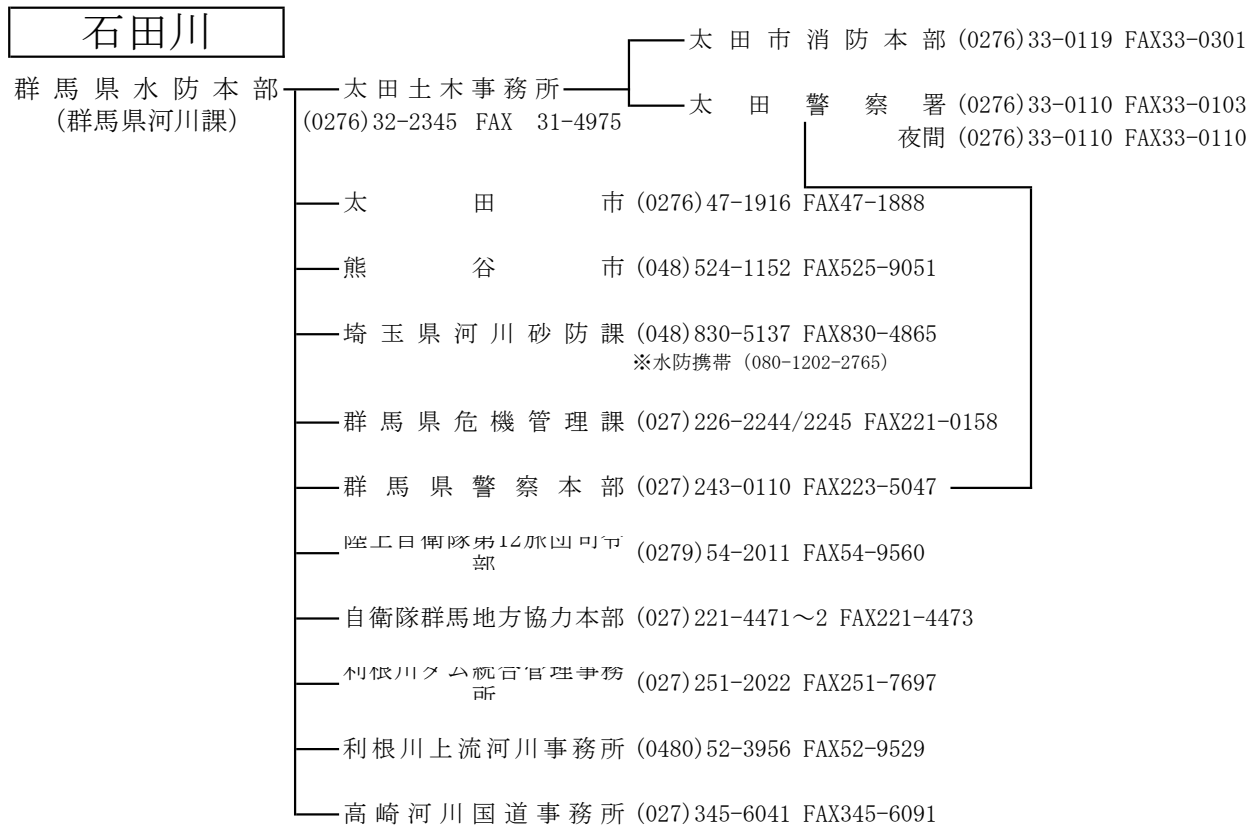
(1) 洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区 域	発表者
利根川水系 石田川	石田川	自 左岸 群馬県太田市新田下江田町431番地3地先 右岸 群馬県太田市出塚町605番地1地先 至 左岸 利根川合流点（古利根橋） 右岸 利根川合流点（古利根橋）	群馬県県土整備部 前橋地方气象台

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	洪水予報 基準観測所	位 置	基準水位（m）				
				水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位
利根川水系 石田川	石田川	下田島	太田市下田島町	1.10	2.00	2.70	3.12	3.72
		牛沢	太田市牛沢町	1.70	3.00	3.10	3.81	4.78

(3) 伝達系統



5.4 水位周知河川における水位到達情報及び水防警報

(1) 種類及び発表基準

ア 水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水位到達情報の発表をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。
また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
レベル 2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル 3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル 4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫警戒情報解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ 水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準については、「5.5 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報」及び「5.6 県が行う水位到達情報及び水防警報」のとおりである。

ウ 発表様式

発表様式については、下記資料編のとおりである。

- ・ 国土交通大臣が行う水防警報・・・・・・・・・・（水防法第 16 条第 1 項）
発表様式 ⇒ 資料編「3. 水防警報・氾濫警戒情報」（1）
- ・ 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知・・・・・・・・（水防法第 13 条第 1 項）
- ・ 知事が行う水位情報の通知及び周知（洪水予報河川）・・（水防法第 13 条第 2 項）
発表様式 ⇒ 資料編「3. 水防警報・氾濫警戒情報」（2）
- ・ 知事が行う水防警報・・・・・・・・・・（水防法第 16 条第 1 項）
発表様式 ⇒ 資料編「3. 水防警報・氾濫警戒情報」（3）
- ・ 知事が行う水位情報の通知及び周知（水位周知河川）・・（水防法第 13 条第 2 項）
発表様式 ⇒ 資料編「3. 水防警報・氾濫警戒情報」（4）

(2) SNS による情報提供

水位到達情報通知時に、従来の発表方法に加え SNS による情報提供を行う。

5.5 国土交通省が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 国土交通省が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	レベル2大雨注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	レベル3大雨警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域

水系名	河川名	実施区域		備考	
		左岸	右岸	水防警報	水位周知
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先 至 茨城県取手市新町一丁目乙1538番2地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先 至 千葉県我孫子市青山字中新畑1646番1地先	○	—
	広瀬川	自 群馬県伊勢崎市境中島字向川原10番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県伊勢崎市境中島字石島1082番1地先 至 利根川合流点	○	—
	早川	自 群馬県太田市武蔵島町554番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県太田市前島町172番5地先 至 利根川合流点	○	—
	渡良瀬川	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先 東武鉄道橋上流端 至 利根川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鳥原5721番11地先 東武鉄道橋上流端 至 利根川合流点	○	—
	渡良瀬川	自 群馬県みどり市大間々町高津戸1078番17地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡5879番7地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡5721番12地先	○	—
	桐生川	自 群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番2地先 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県桐生市天神町3丁目360番12地先 至 渡良瀬川合流点	○	—
	旗川	自 栃木県足利市寺岡町894番1地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町870番1地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	秋山川	自 栃木県佐野市植下町字間之田町3336番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先 至 渡良瀬川合流点	○	○
	矢場川	自 栃木県足利市県町浄土川戸1143番地先 旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙265番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	○	○
	多々良川	自 群馬県館林市日向町字森木48番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内177番地先 木戸堰 至 矢場川合流点	○	○
	烏川	自 群馬県高崎市並榎町637番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県高崎市下豊岡町字下北久保860番2地先 至 利根川合流点	○	—
	碓氷川	自 群馬県高崎市下豊岡町字西元屋敷488番2地先 至 烏川合流点	自 群馬県高崎市乗附町字一丁田190番地先 至 烏川合流点	○	—
利根川	鐺川	自 群馬県高崎市山名町字南813番1地先 至 烏川合流点	自 群馬県藤岡市上落合字長津507番1地先 至 烏川合流点	○	—
	神流川	自 群馬県藤岡市浄法寺字平954番1地先 至 烏川合流点	自 埼玉県児玉郡神川町大字新宿字淵ノ上133番地先 至 烏川合流点	○	—

(3) 国土交通省が行う水防警報の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

指 河	定 川	基 準 観 測 所		水 防 警 報 実 施 区 域		水 防 団 待 機 位	氾 注 水	溢 意 位	避 判 水	難 断 位	氾 危 水	溢 険 位	計 画 水 高 位	発 表 者
		名 称	所在地	左 岸	右 岸									
利根川	利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 伊勢崎市柴町字小泉1555番地先 至 太田市古戸町75番1地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先 至 埼玉県熊谷市俵瀬字千通780番1地先	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	利根川 上流河川 事務所			
	利根川	川俣	邑楽郡明和町	自 群馬県邑楽郡大泉町丘山1639番1地先 至 埼玉県加須市本郷字小反前747番14地先	自 埼玉県行田市大字北河原字立野1611番1地先 至 埼玉県加須市旗井字堤外2059番5地先	1.60	3.20	—	—	7.46				
	広瀬川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 群馬県伊勢崎市境中島字向川原10番1地先 至 利根川合流点	自 群馬県伊勢崎市境中島字石島1082番1地先 至 利根川合流点	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28				
	早川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 群馬県太田市武蔵島町554番地1地先 至 利根川合流点	自 群馬県太田市前島町172番地5地先 至 利根川合流点	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28				
	渡良瀬川	古河	茨城県市町	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先 至 東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷺原5721番11地先 至 東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	2.70	4.70	8.90	9.70	11.30				
渡良瀬川	渡良瀬川	高津戸	みどり市大間々町	自 群馬県みどり市大間々町高津戸1078番17地先 至 群馬県桐生市境野町7丁目1863番1地先	自 群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先 至 群馬県太田市市場町718番1地先	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川 河川 事務所			
	渡良瀬川	足利	栃木県市町	自 栃木県足利市小俣町57番2地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合5879番7地先	自 栃木県足利市中川町3750番1地先 至 栃木県栃木市藤岡町藤岡鷺原5721番12地先	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54				
	桐生川	広見橋	桐生市東5丁目	自 群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番2地先 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県桐生市天神町3丁目360番12地先 至 渡良瀬川合流点	1.70	2.00	3.00	3.70	4.00				
	旗川	高田橋	栃木県市町	自 栃木県足利市寺岡町894番1地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町870番1地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.90	4.10	4.56				
	秋山川	伊保内新橋	栃木県市町	自 栃木県佐野市植下町字間之田町3336番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	6.60	7.80	9.00				
	矢場川	足森橋	栃木県市町	自 栃木県足利市県町浄土川戸1143番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙265番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	5.31				
	多々良川	足森橋	栃木県市町	自 群馬県館林市日向町字森木48番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内177番地先木戸堰 至 矢場川合流点	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	—				
	鳥川	高松	高崎市町	自 群馬県高崎市並榎町637番1地先 至 群馬県高崎市倉賀野町	自 群馬県高崎市下豊岡町字下北久保860番2地先 至 鐺川合流点	1.60	3.60	3.70	4.10	5.30				
	鐺川	山名	高崎市町	自 群馬県高崎市山名町字南813番1地先 至 鳥川合流点	自 群馬県藤岡市大字上落合字長津507番1地先 至 鳥川合流点	2.20	2.60	6.00	6.20	6.23				高崎 河川国道 事務所
	碓氷川	高松	高崎市町	自 群馬県高崎市下豊岡町字西元屋敷488番2地先 至 鳥川合流点	自 群馬県高崎市乗附町字一丁田190番地先 至 鳥川合流点	1.60	3.60	3.70	4.10	5.02				

指 河	定 川	基 準 測 所		水 防 警 報 実 施 区 域		水 待 水	団 機 位	氾 注 水	意 意 位	避 判 水	難 断 位	氾 危 水	氾 陰 位	計 画 水	高 位	発 表 者
		名 称	所在地	左 岸	右 岸											
利 根 川	烏 川	岩 鼻	高 崎 市 町	自 群馬県高崎市倉賀野町 至 利根川合流点	自 鐺川合流点 至 利根川合流点	1.00		3.30		4.10		4.60		4.79		高崎 河川国道 事務所
	神 流 川	若 泉	埼 玉 県 郡 町	自 群馬県藤岡市浄法寺字平 954番1地先 至 烏川合流点	自 埼玉県児玉郡神川町大字新宿 字洲ノ上133番地先 至 烏川合流点	2.00		3.00		6.70		7.00		—		

(4) 国土交通省が行う水位情報の通知及び周知の指定河川・基準水位観測所・区域及び発表者

指 河	定 川	基 準 測 所		水 位 周 知 実 施 区 域		水 待 水	団 機 位	氾 注 水	意 意 位	避 判 水	難 断 位	氾 危 水	氾 陰 位	計 画 水	高 位	発 表 者
		名 称	所在地	左 岸	右 岸											
利 根 川	旗 川	高 田 橋	栃 木 県 市 町	自 栃木県足利市寺岡町894番1 地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県足利市寺岡町870番1地 先 至 渡良瀬川合流点	—		—		3.90		4.10		4.56		渡良瀬川 河川 事務所
	秋 山 川	伊 保 内 新 橋	栃 木 県 市 町	自 栃木県佐野市植下町字間之 田町3336番地先 至 渡良瀬川合流点	自 栃木県佐野市大古屋町字大古 屋4541番1地先 至 渡良瀬川合流点	—		—		6.60		7.80		9.00		
	矢 場 川	足 森 橋	栃 木 県 市 町	自 栃木県足利市県町浄土川戸 1143番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	自 群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻 字中耕地乙265番地先旭橋 至 渡良瀬川合流点	—		—		3.40		3.70		5.31		
	多 々 良 川	”	”	自 群馬県館林市日向町字森木 48番地先木戸堰 至 矢場川合流点	自 群馬県館林市木戸町字広内 177番地先木戸堰 至 矢場川合流点	—		—		3.40		3.70		—		

(5) 国土交通大臣が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者・伝達系統

ア 水防警報の通報及び受報責任者

○ 基本系

発 河 川 表 名	基 準 水 位 観 測 所	連 絡 責 任 者		受報責任者	通 報 方 法
利 根 川	八 斗 島	利根川上流河川事務所	防 災 対 策 課 長	河 川 課 長	N F T 加 入 A E メ 一 電 話 ル
	川 俣				
鳥 川	高 松	高崎河川国道事務所	河 川 管 理 課 長		
	岩 鼻				
神 流 川	若 泉				
鎚 川	山 名				
渡 良 瀬 川	高 津 戸	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長		
	足 利				
	古 河	利根川上流河川事務所	防 災 対 策 課 長		
桐 生 川	広 見 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長		
旗 川	高 田 橋				
秋 山 川	伊 保 内 新 橋				
矢 場 川	足 森 橋				
多々良川	足 森 橋				

○ 補 助 系

河 川 名	基 準 水 位 観 測 所	通 報 責 任 者		受 報 責 任 者	通 報 方 法
利 根 川	八 斗 島	利根川上流河川事務所	防 災 対 策 課 長	伊 勢 崎 土 木 事 務 所 長	N T T F A X 加入電話 Eメール
	川 俣			太 田 土 木 事 務 所 長	
				館 林 土 木 事 務 所 長	
烏 川	高 松	高崎河川国道事務所	河 川 管 理 課 長	高 崎 土 木 事 務 所 長	
	岩 鼻	高崎河川国道事務所	河 川 管 理 課 長	高 崎 土 木 事 務 所 長	
				伊 勢 崎 土 木 事 務 所 長	
				藤 岡 土 木 事 務 所 長	
神 流 川	若 泉	高崎河川国道事務所	河 川 管 理 課 長	高 崎 土 木 事 務 所 長	
				藤 岡 土 木 事 務 所 長	
鎗 川	山 名	高崎河川国道事務所	河 川 管 理 課 長	藤 岡 土 木 事 務 所 長	
				高 崎 土 木 事 務 所 長	
渡 良 瀬 川	高 津 戸	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	桐 生 土 木 事 務 所 長	
				太 田 土 木 事 務 所 長	
	足 利	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	太 田 土 木 事 務 所 長	
				館 林 土 木 事 務 所 長	
古 河	利根川上流河川事務所	防 災 対 策 課 長	館 林 土 木 事 務 所 長		
			桐 生 土 木 事 務 所 長		
桐 生 川	広 見 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	桐 生 土 木 事 務 所 長	
				太 田 土 木 事 務 所 長	
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	館 林 土 木 事 務 所 長	
秋 山 川	伊 保 内 新 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長		
矢 場 川	足 森 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長		
多々良川	足 森 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長		

イ 水位情報の通知及び周知の通報及び受報責任者

○ 基 本 系

発 河 川 表 名	基 準 水 位 観 測 所	連 絡 責 任 者		受報責任者	通 報 方 法
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	河 川 課 長	N T T F A X 加入電話 Eメール
秋 山 川	伊 保 内 新 橋				
矢場川・ 多々良川	足 森 橋				

○ 補 助 系

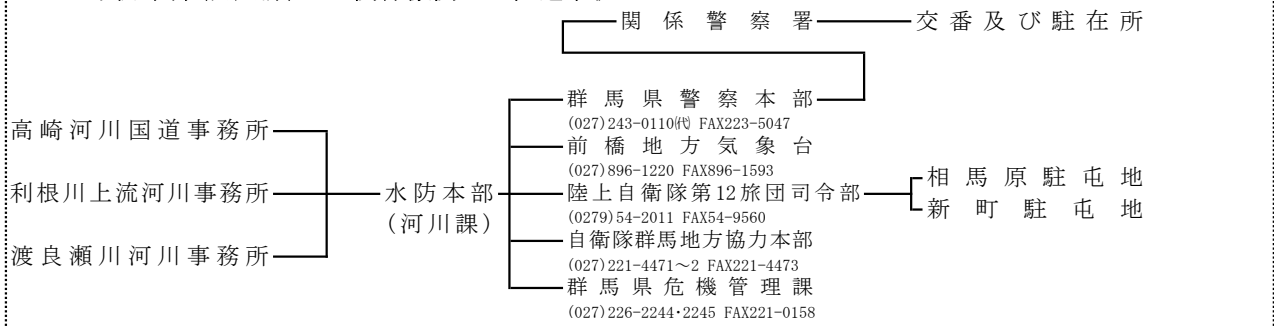
発 河 川 表 名	基 準 水 位 観 測 所	連 絡 責 任 者		受報責任者	通 報 方 法
旗 川	高 田 橋	渡良瀬川河川事務所	流 域 治 水 課 長	館 林 土 木 事 務 所 長	N T T F A X 加入電話 Eメール
秋 山 川	伊 保 内 新 橋				
矢場川・ 多々良川	足 森 橋				

ウ 水防管理団体(市町村)等への伝達系統

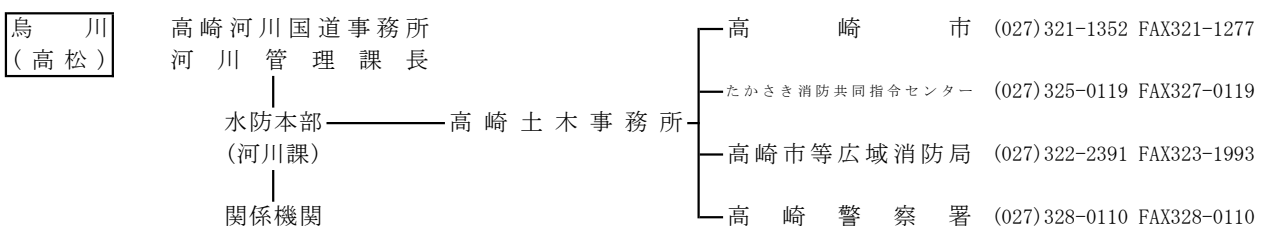
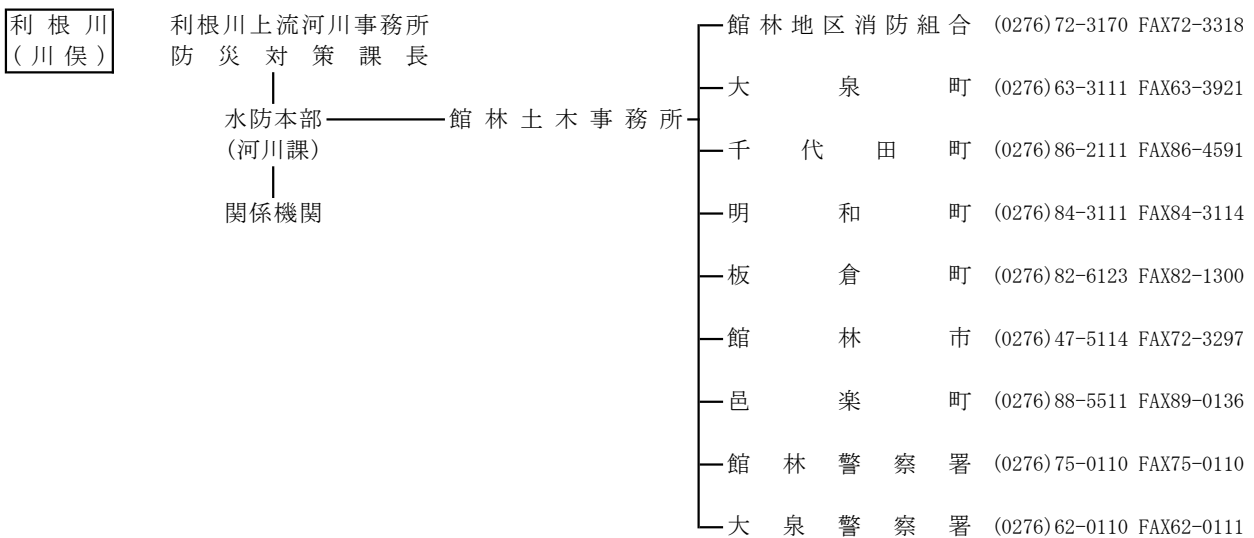
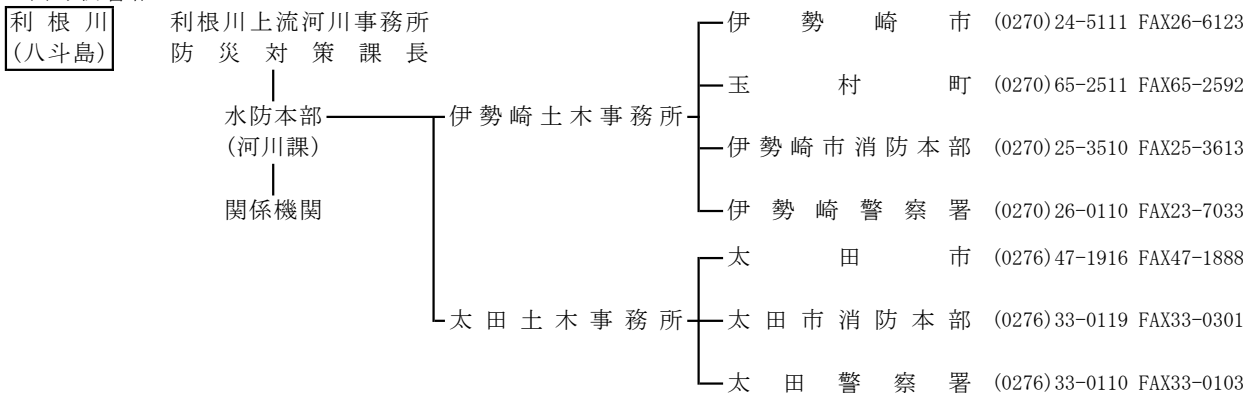
水防警報・水位情報の通知及び周知(国)/基本系

◎ 基本系

※水防本部(河川課)から関係機関への伝達系統



(a) 水防警報



鳥 川
(岩 鼻)

高崎河川国道事務所
河川管理課長

水防本部
(河川課)
関係機関

高崎土木事務所
伊勢崎土木事務所
藤岡土木事務所

水防警報・水位情報の通知及び周知(国)/基本系

高 崎 市 (027)321-1352 FAX321-1277
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119
高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
高 崎 警 察 署 (027)328-0110 FAX328-0110
玉 村 町 (0270)65-2511 FAX65-2592
伊勢崎市消防本部 (0270)25-3510 FAX25-3613
伊勢崎警察署 (0270)26-0110 FAX23-7033
藤 岡 市 (0274)22-7444 FAX24-4515
多野藤岡広域消防本部 (0274)22-1306 FAX23-2565
藤 岡 警 察 署 (0274)22-0110 FAX22-0110

神 流 川
(若 泉)

高崎河川国道事務所
河川管理課長

水防本部
(河川課)
関係機関

藤岡土木事務所
高崎土木事務所

藤 岡 市 (0274)22-7444 FAX24-4515
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119
多野藤岡広域消防本部 (0274)22-1306 FAX23-2565
藤 岡 警 察 署 (0274)22-0110 FAX22-0110
高 崎 市 (027)321-1352 FAX321-1277
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119
高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
高 崎 警 察 署 (027)328-0110 FAX328-0110

鎚 川
(山 名)

高崎河川国道事務所
河川管理課長

水防本部
(河川課)
関係機関

藤岡土木事務所
高崎土木事務所

藤 岡 市 (0274)22-7444 FAX24-4515
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119
多野藤岡広域消防本部 (0274)22-1306 FAX23-2565
藤 岡 警 察 署 (0274)22-0110 FAX22-0110
高 崎 市 (027)321-1352 FAX321-1277
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119
高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
高 崎 警 察 署 (027)328-0110 FAX328-0110

渡良瀬川
(高津戸)

渡良瀬川河川事務所
流域治水課長

水防本部
(河川課)
関係機関

桐生土木事務所
太田土木事務所

桐生市 (0277)46-1151 FAX43-1001
みどり市 (0277)76-0960 FAX76-2452
桐生市消防本部 (0277)47-1700 FAX43-2370
桐生警察署 (0277)43-0110 FAX43-0110
太田市 (0276)47-1916 FAX47-1888
太田市消防本部 (0276)33-0119 FAX33-0301
太田警察署 (0276)33-0110 FAX33-0103

水防警報・水位情報の通知及び周知(国)/基本系

渡良瀬川
(足利)

渡良瀬川河川事務所
流域治水課長

水防本部
(河川課)
関係機関

太田土木事務所
館林土木事務所

太田市 (0276)47-1916 FAX47-1888
太田市消防本部 (0276)33-0119 FAX33-0301
太田警察署 (0276)33-0110 FAX33-0103
館林地区消防組合 (0276)72-3170 FAX72-3318
大泉町 (0276)63-3111 FAX63-3921
千代田町 (0276)86-2111 FAX86-4591
明和町 (0276)84-3111 FAX84-3114
板倉町 (0276)82-6123 FAX82-1300
館林市 (0276)47-5114 FAX72-3297
邑楽町 (0276)88-5511 FAX89-0136
館林警察署 (0276)75-0110 FAX75-0110
大泉警察署 (0276)62-0110 FAX62-0111

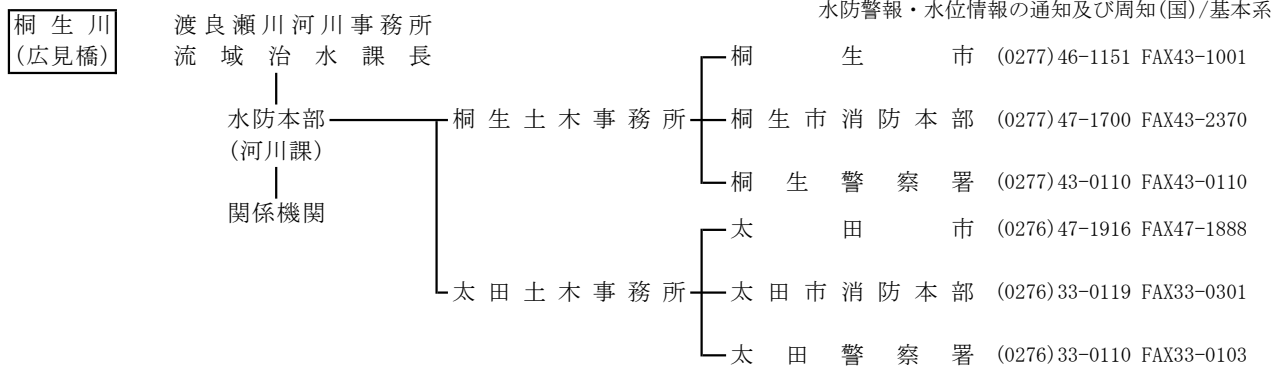
渡良瀬川
(古河)

利根川上流河川事務所
防災対策課長

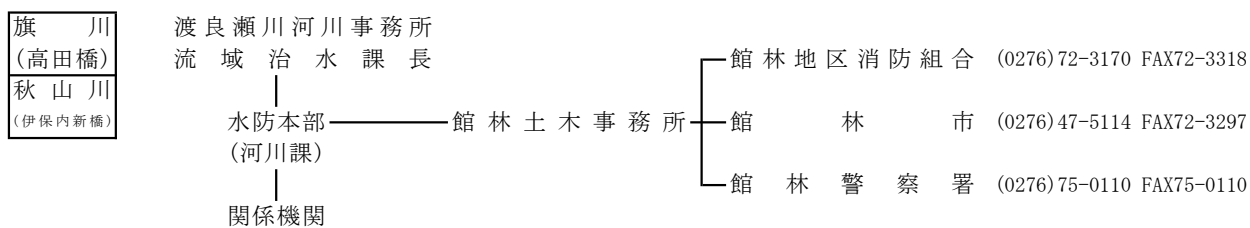
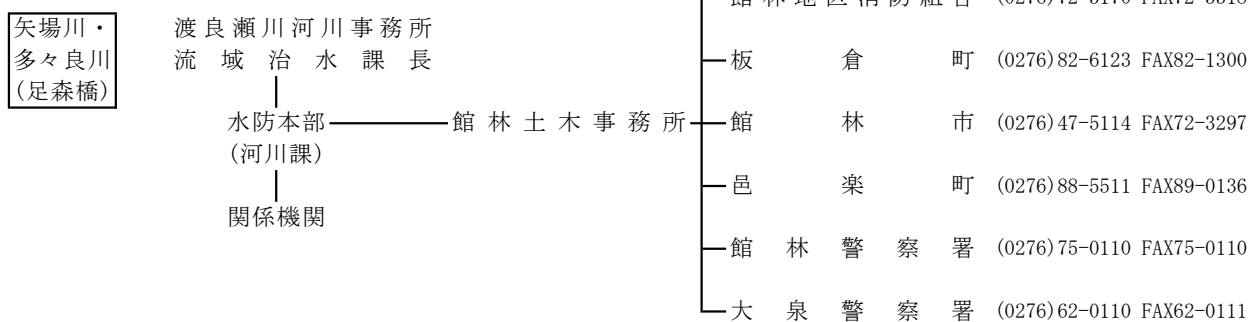
水防本部
(河川課)
関係機関

館林土木事務所

館林地区消防組合 (0276)72-3170 FAX72-3318
千代田町 (0276)86-2111 FAX86-4591
明和町 (0276)84-3111 FAX84-3114
板倉町 (0276)82-6123 FAX82-1300
館林市 (0276)47-5114 FAX72-3297
邑楽町 (0276)88-5511 FAX89-0136
館林警察署 (0276)75-0110 FAX75-0110
大泉警察署 (0276)62-0110 FAX62-01110



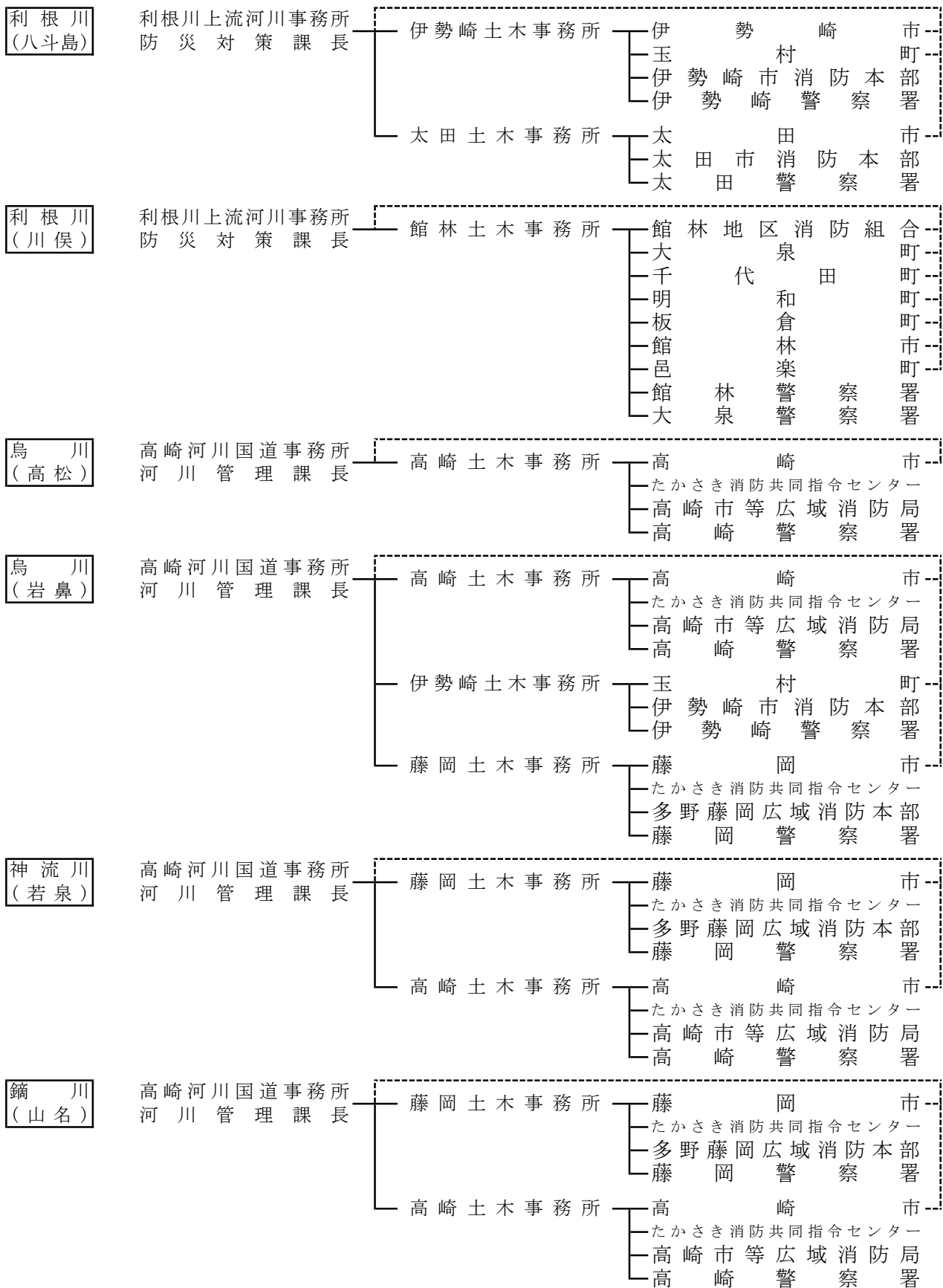
(b) 水位情報の通知及び周知



○ 補 助 系

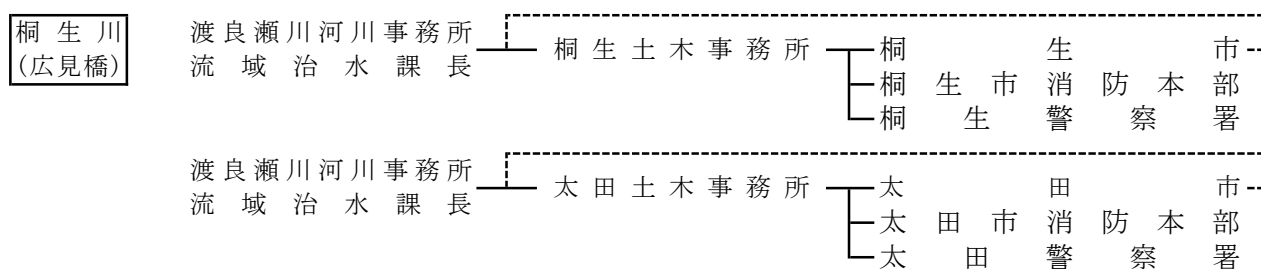
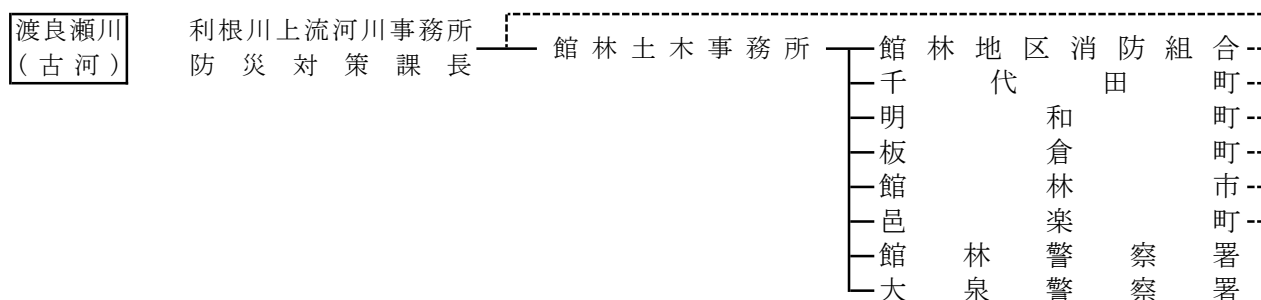
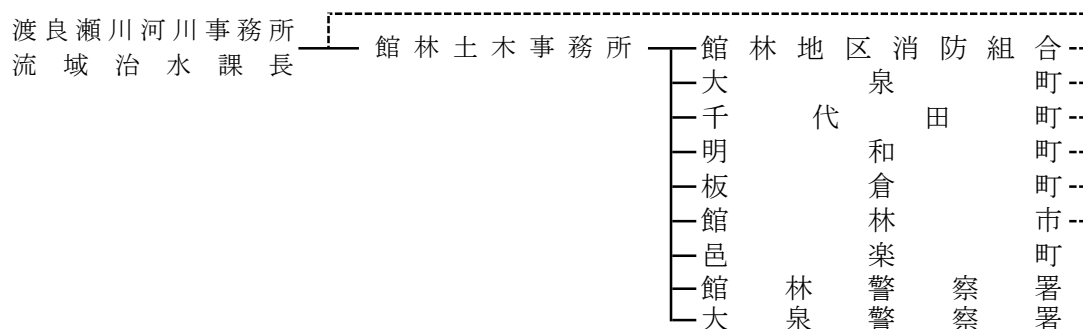
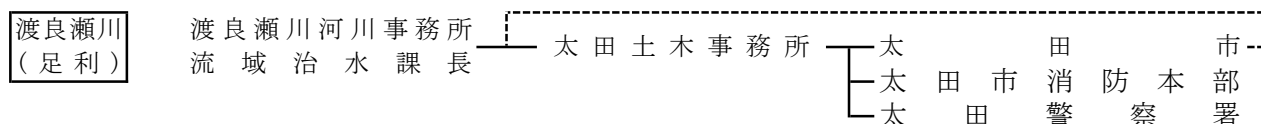
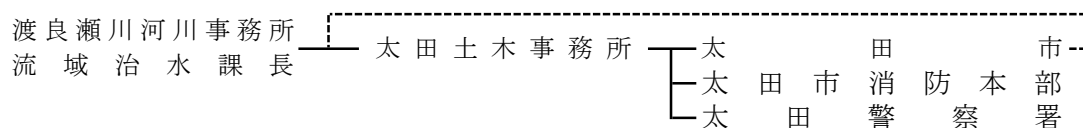
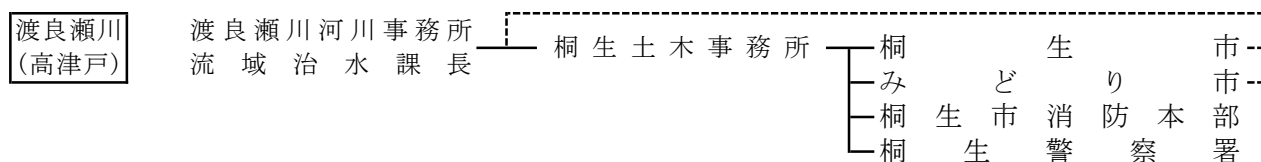
水防警報・水位情報の通知及び周知(国)/補助系

(a) 水防警報

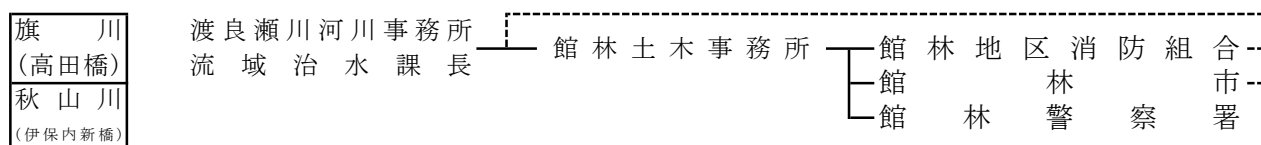
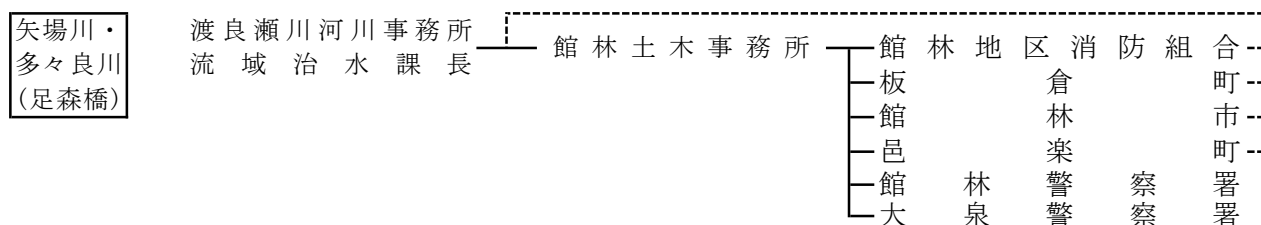


※1 ——— は、県土木事務所を経由し、市町村・関係機関への伝達ルート

※2 は、国から、直接市町村への伝達ルート



(b) 水位情報の通知及び周知



※1 ―― は、県土木事務所を経由し、市町村・関係機関への伝達ルート

※2 …… は、国から、直接市町村への伝達ルート

5.6 県が行う水位到達情報及び水防警報

(1) 県が行う水防警報の発表基準

種類、内容及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。または、水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	レベル2大雨注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	レベル3大雨警報等により、または既に氾濫注意水位を越え災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、または、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

- (2) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の区域及び発表者
 (平成5年8月6日群馬県告示第581号・平成17年6月28日群馬県告示第415号・平成31年3月19日群馬県告示第73号・平成31年4月26日群馬県告示第104号・令和3年9月28日群馬県告示第260号 参照)

水系名	河川名	区 域	所轄土木事務所名 (発 表 者)	備考
利根川	利根川	自 左岸利根郡みなかみ町後閑 (月 夜 野 橋) 右岸 " 月夜野 (")	沼 田 土 木 事 務 所 (沼田土木事務所長)	
		至 片品川合流点		
	利根川	自 左岸渋川市北橋町下箱田 (坂 東 橋) 右岸渋川市下郷 (大 正 橋)	渋 川 土 木 事 務 所 (渋川土木事務所長) 前 橋 土 木 事 務 所 (前橋土木事務所長) 伊 勢 崎 土 木 事 務 所 (伊勢崎土木事務所長)	
		至 左岸伊勢崎市柴町 (直轄上流端) 右岸佐波郡玉村町小泉 (")		
	石 田 川	自 左岸太田市新田下江田町 右岸 " 出塚町	太 田 土 木 事 務 所 (太田土木事務所長)	水防警報 のみ
	早 川	自 左岸太田市徳川町 (徳 川 橋) 右岸 " (")		
	蛇 川	自 左岸太田市福沢町 (福 沢 橋) 右岸 " 細谷町 (")		
	広 瀬 川	自 左岸前橋市上増田町 (桃ノ木川合流点) 右岸前橋市駒形町 (")	伊 勢 崎 土 木 事 務 所 (伊勢崎土木事務所長)	
	粕 川	自 左岸伊勢崎市市場町 (赤 堀 橋) 右岸 " 赤堀今井町 (")		
	菰 川	自 左岸伊勢崎市菰塚町 右岸 " 至 広瀬川合流点		
	荒 砥 川	自 左岸前橋市大胡町 (大 川 橋) 右岸 " (")	前 橋 土 木 事 務 所 (前橋土木事務所長)	
	桃ノ木川	自 左岸前橋市幸塚町 (赤城白川合流点) 右岸 " 三俣町 (")		
	赤城白川	自 左岸前橋市富士見町時沢 (新 白 川 橋) 右岸前橋市青柳町 (大 正 用 水)		
	谷 田 川	自 左岸館林市青柳 (青 柳 橋) 右岸邑楽郡明和町矢島 (")	館 林 土 木 事 務 所 (館林土木事務所長)	
		至 渡良瀬川合流点		

水系名	河川名	区 域	所轄土木事務所名 (発 表 者)	備 考
利根川	新堀川	自 邑楽郡邑楽町赤堀 (逆川合流点) 至 谷田川合流点	館林土木事務所 (館林土木事務所長)	
	桐生川	自 左岸桐生市菱町五丁目 右岸 " 梅田 至 左岸桐生市菱町四丁目 (直轄上流端) 右岸 " 天神町三丁目 (")	桐生土木事務所 (桐生土木事務所長)	
	山田川	自 左岸桐生市川内町五丁目字向田 (名久木川合流点) 右岸 " 川内町五丁目字向田 至 渡良瀬川合流点		
	鳥川	自 左岸高崎市下室田町 右岸 " 上里見町 至 左岸高崎市上並榎町 (直轄上流端) 右岸 " 下豊岡町 (")	高崎土木事務所 (高崎土木事務所長)	
	井野川	自 左岸高崎市井野町 (井野川橋) 右岸 " (") 至 鳥川合流点		
	榛名白川	自 左岸高崎市箕郷町富岡 (車川合流点) 右岸 " 西明屋 (") 至 鳥川合流点		
	碓氷川	自 左岸安中市安中 (七曲橋) 右岸 " (") 至 左岸高崎市下豊岡町 (直轄上流端) 右岸 " 乗附町 (")	安中土木事務所 (安中土木事務所長)	
	高田川	自 左岸富岡市妙義町中里 右岸 " 古立 至 富岡市富岡 (山下橋)	富岡土木事務所 (富岡土木事務所長)	
	鐺川	自 左岸甘楽郡下仁田町字下河原 右岸 (左岸のみ) 至 左岸甘楽郡下仁田町字下河原 右岸		
		自 左岸富岡市富岡字川久保 右岸 (左岸のみ) 至 左岸富岡市曾木字大久保 右岸		
		自 高崎市吉井町吉井 (大沢川合流点) 至 鮎川合流点 (直轄上流端)	高崎土木事務所 (高崎土木事務所長)	
	鮎川	自 左岸藤岡市上落合 (鮎川橋) 右岸 " 鮎川 (緑埜橋) 至 鐺川合流点	藤岡土木事務所 (藤岡土木事務所長)	
計	21河川	24箇所		

注：現地指導部長は、警報を発表した場合は、すみやかに県水防本部長に報告すること。

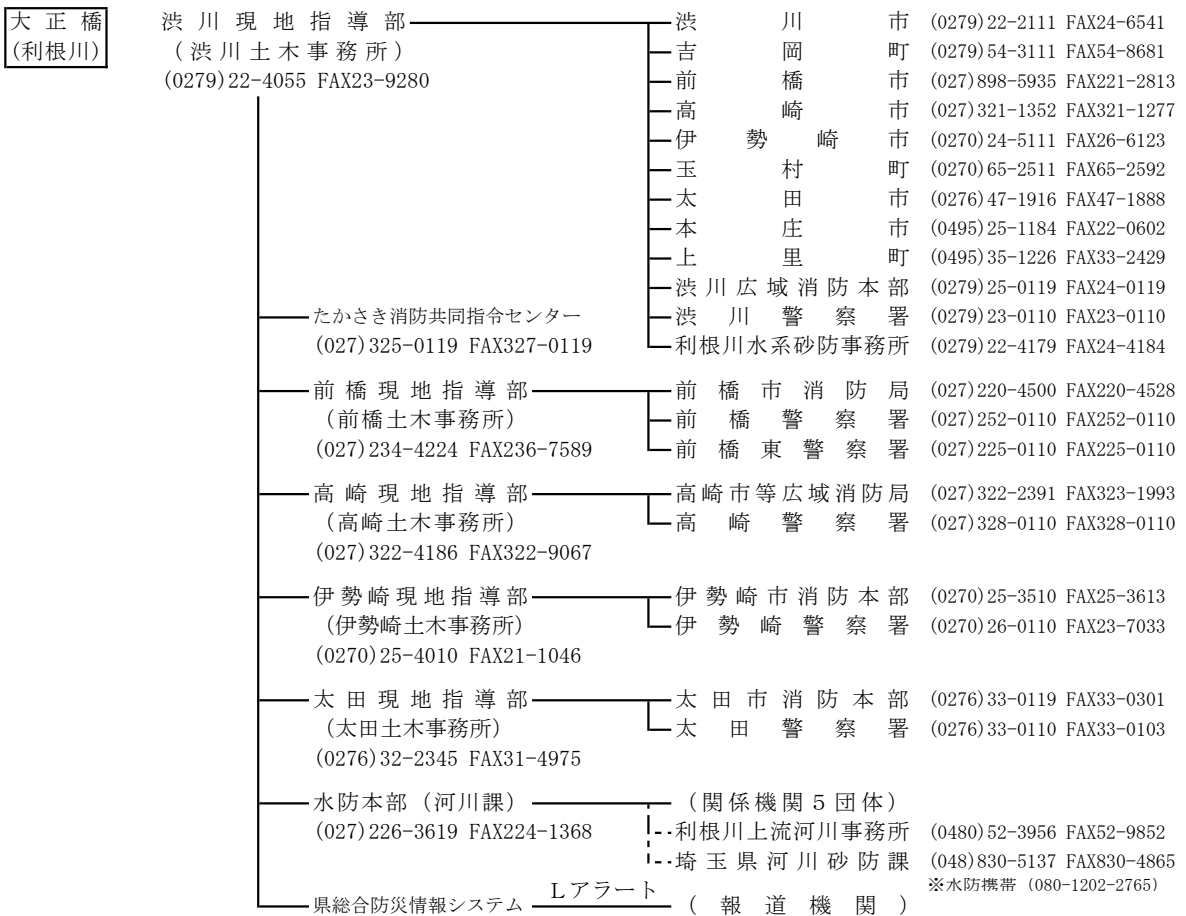
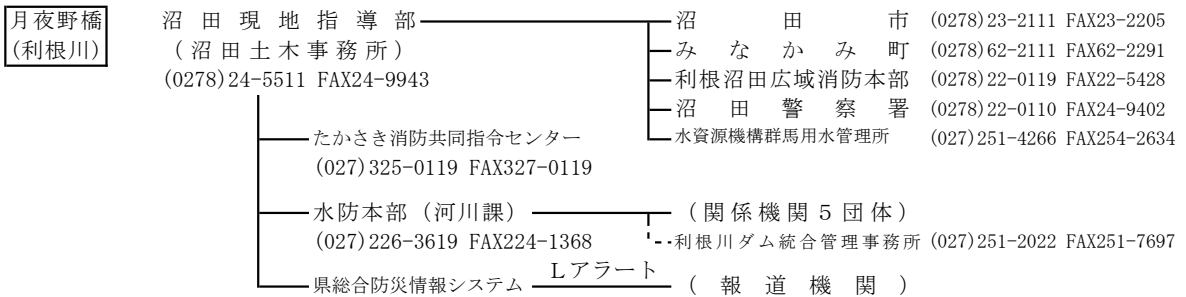
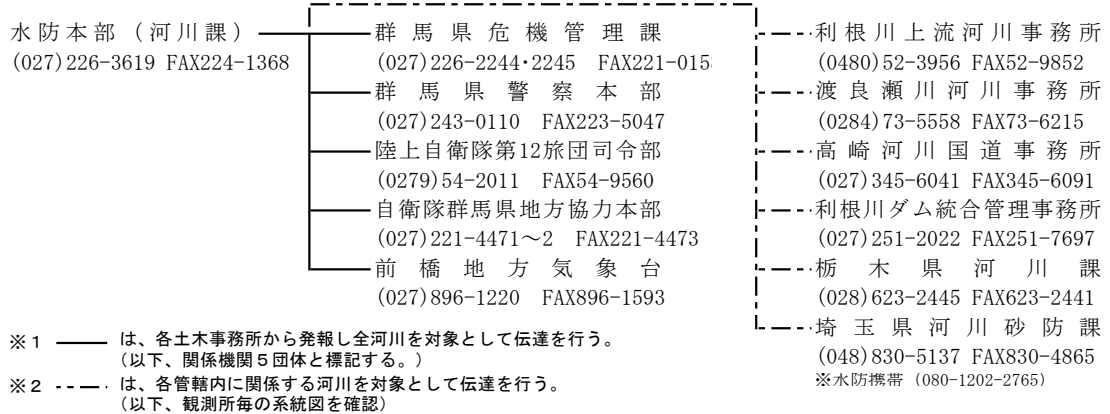
(3) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の河川名・基準水位観測所・基準水位

水系名	河川名	区 域	基準観測所		基準水位 (m)					発表者
			名称	位置	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	氾濫開 始相当 水位	
利根川	利根川	自 左岸：利根郡みなかみ町後閑（月夜野橋） 右岸：月夜野（ " ） 至 片品川合流点	月夜野橋	みなかみ 町 月夜野	4.30	5.00	5.10	5.20	6.59	群馬県沼田土木事務所長
		自 左岸：渋川市北橋町下箱田（坂東橋） 右岸：渋川市下郷（大正橋） 至 左岸：伊勢崎市柴町（直轄上流端） 右岸：佐波郡玉村町小泉（ " ）	大正橋	渋川市 北橋町	3.70	4.60	5.70	6.69	7.85	群馬県渋川土木事務所長
			県庁裏	前橋市 大手町	3.00	3.50	3.68	4.88	6.48	群馬県前橋土木事務所長
			上福島	玉村町 福島	2.50	3.70	3.70	5.24	8.43	群馬県伊勢崎土木事務所長
	石田川	自 左岸：太田市新田下江田町 右岸： " 出塚町 至 利根川合流点	下田島	太田市 下田島	1.10	2.00	2.70	3.12	3.72	群馬県太田土木事務所長
			牛沢	太田市 牛沢町	1.70	3.00	3.10	3.81	4.78	
	早川	自 左岸：太田市徳川町（徳川橋） 右岸： " （ " ） 至 左岸：太田市前島町（直轄上流端） 右岸： " （ " ）	徳川橋	太田市 徳川町	1.90	3.00	—	—	—	群馬県太田土木事務所長 （水防警報のみ）
			前島	太田市 前島町	2.00	3.00	3.70	4.30	5.11	群馬県太田土木事務所長
	蛇川	自 左岸：太田市福沢町（福沢橋） 右岸： " 細谷町（ " ） 至 石田川合流点	細谷	太田市 細谷町	2.10	3.20	3.20	3.78	4.33	
	広瀬川	自 左岸：前橋市上増田町（桃ノ木川合流点） 右岸：前橋市駒形町（ " ） 至 利根川合流点	三光	伊勢崎市 三光町	2.00	2.50	2.80	3.82	5.54	群馬県伊勢崎土木事務所長
			下武士	伊勢崎市 境下武士	3.00	4.00	6.00	6.65	7.94	
	粕川	自 左岸：伊勢崎市市場町（赤堀橋） 右岸： " 赤堀今井町（ " ） 至 広瀬川合流点	八幡	伊勢崎市 八幡町	2.00	3.10	3.90	4.39	5.49	群馬県伊勢崎土木事務所長 （水防警報のみ）
			境保泉	伊勢崎市 境保泉	2.80	4.20	—	—	—	
	菰川	自 左岸：伊勢崎市菰塚町 右岸： " 至 広瀬川合流点	堀口	伊勢崎市 堀口町	1.10	1.40	1.70	2.20	2.32	群馬県伊勢崎土木事務所長
			松原橋	伊勢崎市 下蓮	2.10	2.80	3.30	3.87	4.42	
	荒砥川	自 左岸：前橋市大胡町（大川橋） 右岸： " （ " ） 至 広瀬川合流点	大胡	前橋市 河原浜町	1.80	2.20	3.70	3.97	4.72	群馬県前橋土木事務所長
			下増田	前橋市 下増田町	2.20	2.60	3.10	3.62	5.07	
	桃ノ木川	自 左岸：前橋市幸塚町（赤城白川合流点） 右岸： " 三俣町（ " ） 至 広瀬川合流点	上泉	前橋市 上泉町	2.20	2.30	2.40	3.00	3.91	群馬県前橋土木事務所長 （水防警報のみ）
			筑井	前橋市 筑井町	1.80	2.90	—	—	—	
	赤城白川	自 左岸：前橋市富士見町時沢（新白川橋） 右岸：前橋市青柳町（大正用水） 至 桃ノ木川合流点	細井	前橋市 下細井町	2.30	2.50	2.50	2.92	3.56	群馬県前橋土木事務所長
	谷田川	自 左岸：館林市青柳（青柳橋） 右岸：邑楽郡明和町矢島（ " ） 至 渡良瀬川合流点	藤の木橋	板倉町 大字板倉	2.70	3.20	4.00	4.17	4.49	群馬県館林土木事務所長
	新堀川	自 左岸：邑楽郡邑楽町赤堀（逆川合流点） 右岸： " （ " ） 至 谷田川合流点	新堀橋	邑楽町 大字赤堀	2.00	2.20	2.60	2.72	3.32	

水系名	河川名	区 域	基準観測所		基準水位 (m)					発表者		
			名称	位置	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	氾濫開 始相当 水位			
利根川	桐生川	自 至	左岸：桐生市菱町五丁目 右岸：〃 梅田 左岸：桐生市菱町四丁目 (直轄上流端) 右岸：〃 天神町三丁目 (〃)	上久方	桐生市 梅田一丁目 (観音橋)	2.20	3.10	4.20	4.58	5.40	群馬県桐生土木事務所長	
		自 至	左岸：桐生市川内町字向田 右岸：〃 川内町字向田 渡良瀬川合流点	山田川	桐生市 川内五丁目	1.08	1.63	1.81	1.98	2.24		
	鳥川	自 至	左岸：高崎市下室田町 右岸：〃 上里見町 左岸：高崎市上並榎町 (直轄上流端) 右岸：〃 下豊岡町 (〃)	上里見 鳥川	高崎市 下室田町 高崎市 下小墺町	2.00 3.90	2.50 4.00	3.10 4.10	4.20 4.48	4.54 4.94	群馬県高崎土木事務所長	
		自 至	左岸：高崎市井野町 (井野川橋) 右岸：〃 (〃) 鳥川合流点	井野 元島名	高崎市 井野町 高崎市 元島名町	2.20 2.10	2.50 2.30	2.70 2.50	3.46 3.05	4.79 4.70		
	榛名白川	自 至	左岸：高崎市箕郷町富岡 (車川合流点) 右岸：〃 西明屋 (〃) 鳥川合流点	西新波 箕郷	高崎市 高沖町 高崎市 箕郷町富岡	1.60 2.50	2.20 3.00	2.30 —	2.54 —	3.48 —		群馬県高崎土木事務所長 (水防警報のみ)
		自 至	左岸：安中市安中 (七曲橋) 右岸：〃 (〃) 左岸：高崎市下豊岡町 (直轄上流端) 右岸：〃 乗附町 (〃)	板鼻	安中市 宿	1.00	1.50	2.10	3.32	4.74		群馬県安中土木事務所長
	高田川	自 至	左岸：富岡市妙義町中里 右岸：〃 古立 富岡市富岡 (山下橋)	下高田 中瀬橋	富岡市 妙義高田 富岡市 黒川	1.80 1.90	1.90 2.80	2.00 —	2.36 —	3.44 —	群馬県富岡土木事務所長 (水防警報のみ)	
		鐺川	自 至	左岸：甘楽郡下仁田町字下河原 右岸：(左岸のみ) 左岸：甘楽郡下仁田町字下河原 右岸：(左岸のみ)	東部大橋	下仁田町 下仁田	2.00	2.60	2.60	3.27	4.97	群馬県富岡土木事務所長
	自 至		左岸：富岡市富岡字川久保 右岸：(左岸のみ) 左岸：富岡市曾木字大久保 右岸：(左岸のみ)	七日市	富岡市 七日市	3.00	4.20	4.30	4.58	5.19		
	自 至		高崎市吉井町吉井 (大沢川合流点) 鮎川合流点 (直轄上流端)	岩崎	高崎市 吉井町 岩崎	1.90	3.10	3.30	4.73	5.93	群馬県高崎土木事務所長	
	鮎川		自 至	左岸：藤岡市上落合 (鮎川橋) 右岸：〃 鮎川 (緑埜橋) 鐺川合流点	鮎川	藤岡市 白石 (多野橋)	2.80	3.10	3.30	4.16	4.99	群馬県藤岡土木事務所長
	合計		21 河川		37 観測所							

(4) 県が行う水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統

※水防本部(河川課)から関係機関への伝達系統



水防警報・水位情報の通知及び周知(県)

県庁裏
(利根川)

前橋現地指導部 (前橋土木事務所) (027) 234-4224 FAX236-7589	前橋市 (027) 898-5935 FAX221-2813
	吉岡町 (0279) 54-3111 FAX54-8681
	高崎市 (027) 321-1352 FAX321-1277
	伊勢崎市 (0270) 24-5111 FAX26-6123
	玉村町 (0270) 65-2511 FAX65-2592
	太田市 (0276) 47-1916 FAX47-1888
	本庄市 (0495) 25-1184 FAX22-0602
	上里町 (0495) 35-1226 FAX33-2429
	前橋市消防局 (027) 220-4500 FAX220-4528
	前橋警察署 (027) 252-0110 FAX252-0110
	前橋東警察署 (027) 225-0110 FAX225-0110
たかさき消防共同指令センター (027) 325-0119 FAX327-0119	
渋川現地指導部 (渋川土木事務所) (0279) 22-4055 FAX23-9280	渋川広域消防本部 (0279) 25-0119 FAX24-0119
	渋川警察署 (0279) 23-0110 FAX23-0110
	利根川水系砂防事務所 (0279) 22-4179 FAX24-4184
高崎現地指導部 (高崎土木事務所) (027) 322-4186 FAX322-9067	高崎市等広域消防局 (027) 322-2391 FAX323-1993
	高崎警察署 (027) 328-0110 FAX328-0110
伊勢崎現地指導部 (伊勢崎土木事務所) (0270) 25-4010 FAX21-1046	伊勢崎市消防本部 (0270) 25-3510 FAX25-3613
	伊勢崎警察署 (0270) 26-0110 FAX23-7033
太田現地指導部 (太田土木事務所) (0276) 32-2345 FAX31-4975	太田市消防本部 (0276) 33-0119 FAX33-0301
	太田警察署 (0276) 33-0110 FAX33-0103
水防本部(河川課) (027) 226-3619 FAX224-1368	(関係機関5団体)
	利根川上流河川事務所 (0480) 52-3956 FAX52-9852
	埼玉県河川砂防課 (048) 830-5137 FAX830-4865
県総合防災情報システム	※水防携帯 (080-1202-2765)
	アラート (報道機関)

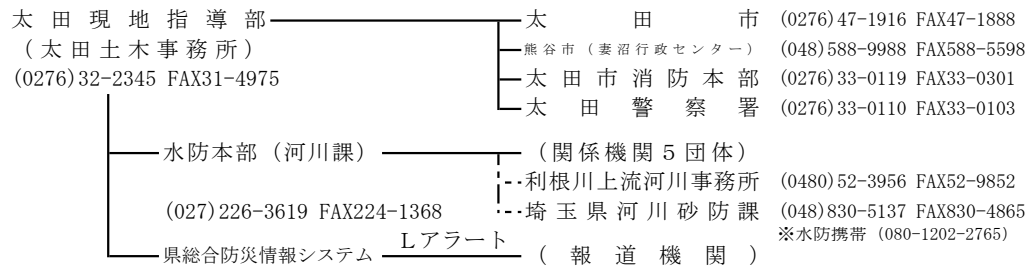
上福島
(利根川)

伊勢崎現地指導部 (伊勢崎土木事務所) (0270) 25-4010 FAX21-1046	伊勢崎市 (0270) 24-5111 FAX26-6123
	玉村町 (0270) 65-2511 FAX65-2592
	前橋市 (027) 898-5935 FAX221-2813
	高崎市 (027) 321-1352 FAX321-1277
	太田市 (0276) 47-1916 FAX47-1888
	本庄市 (0495) 25-1184 FAX22-0602
	上里町 (0495) 35-1226 FAX33-2429
	伊勢崎市消防本部 (0270) 25-3510 FAX25-3613
	伊勢崎警察署 (0270) 26-0110 FAX23-7033
たかさき消防共同指令センター (027) 325-0119 FAX327-0119	
前橋現地指導部 (前橋土木事務所) (027) 234-4224 FAX236-7589	前橋市消防局 (027) 220-4500 FAX220-4528
	前橋警察署 (027) 252-0110 FAX252-0110
	前橋東警察署 (027) 225-0110 FAX225-0110
高崎現地指導部 (高崎土木事務所) (027) 322-4186 FAX322-9067	高崎市等広域消防局 (027) 322-2391 FAX323-1993
	高崎警察署 (027) 328-0110 FAX328-0110
太田現地指導部 (太田土木事務所) (0276) 32-2345 FAX31-4975	太田市消防本部 (0276) 33-0119 FAX33-0301
	太田警察署 (0276) 33-0110 FAX33-0103
水防本部(河川課) (027) 226-3619 FAX224-1368	(関係機関5団体)
	利根川上流河川事務所 (0480) 52-3956 FAX52-9852
	埼玉県河川砂防課 (048) 830-5137 FAX830-4865
県総合防災情報システム	※水防携帯 (080-1202-2765)
	アラート (報道機関)

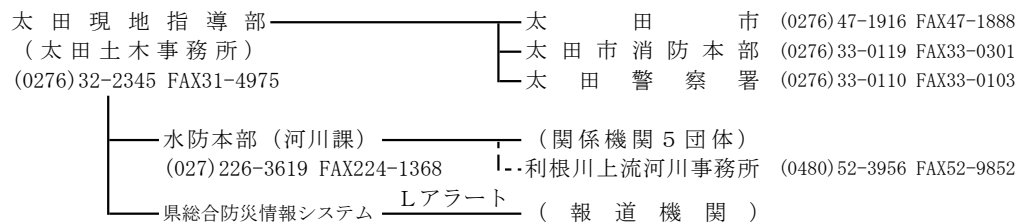
水防警報・水位情報の通知及び周知(県)

下田島
牛沢
(石田川)

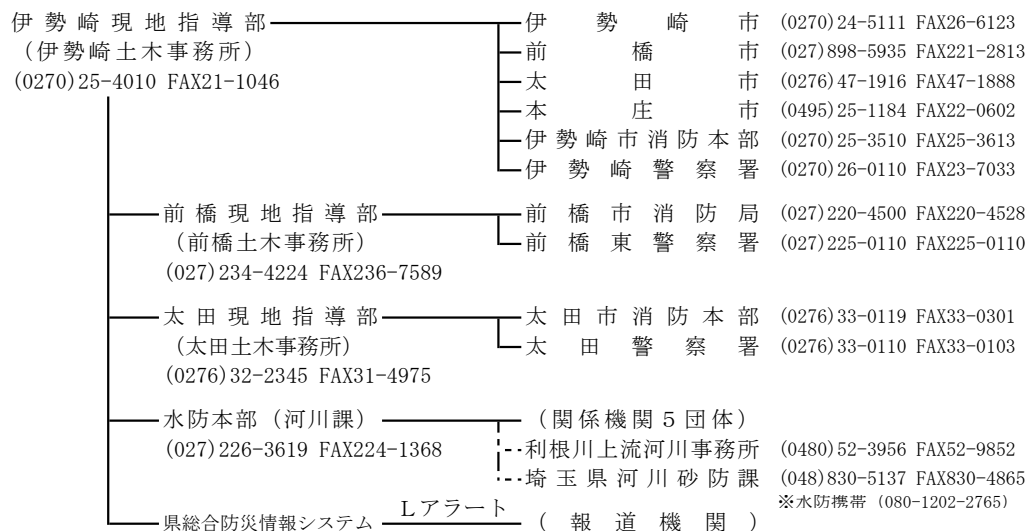
徳川橋
前島
(早川)



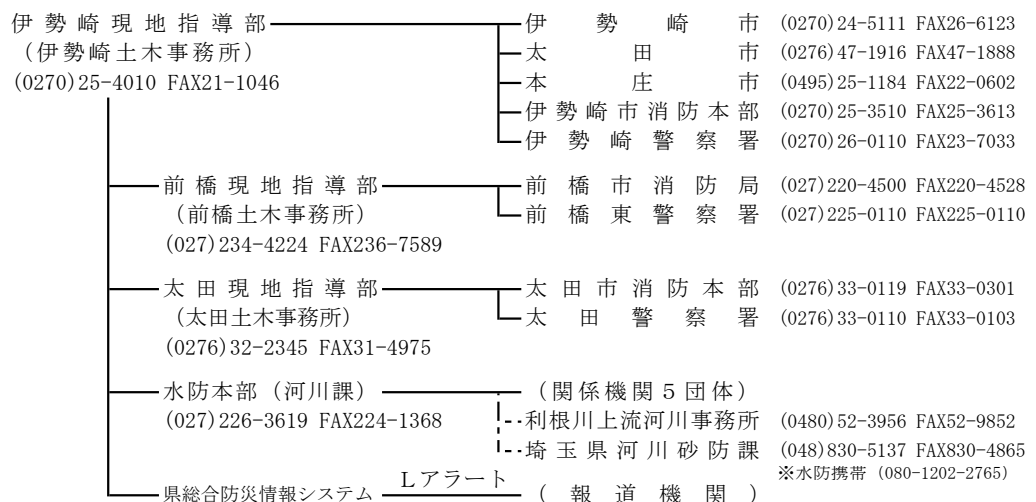
細谷
(蛇川)



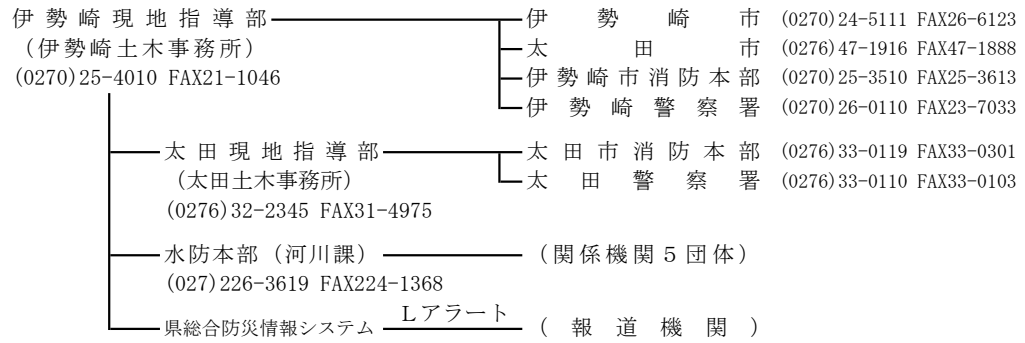
三光
(広瀬川)



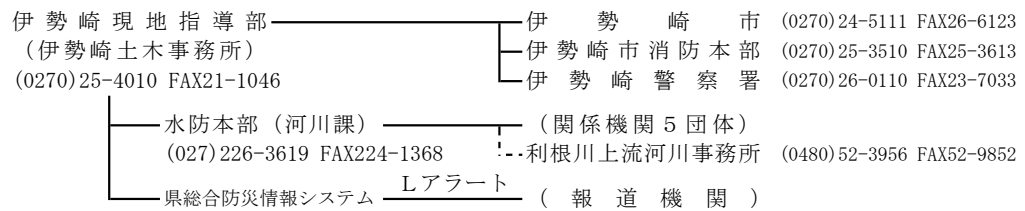
下武士
(広瀬川)



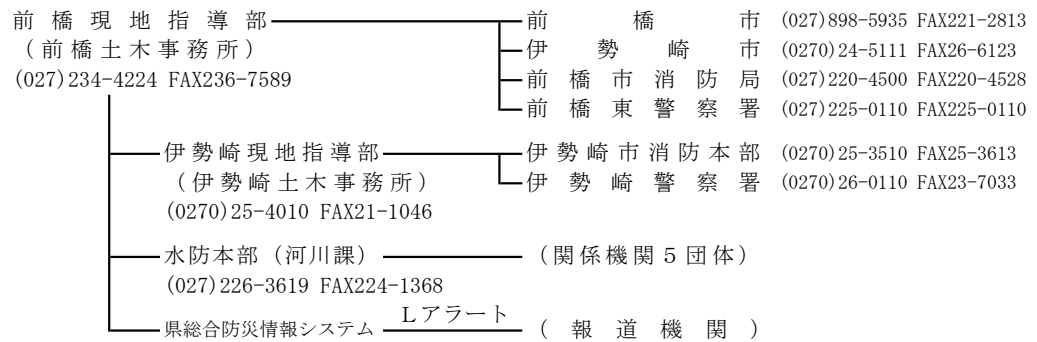
八幡
境保泉
(粕川)



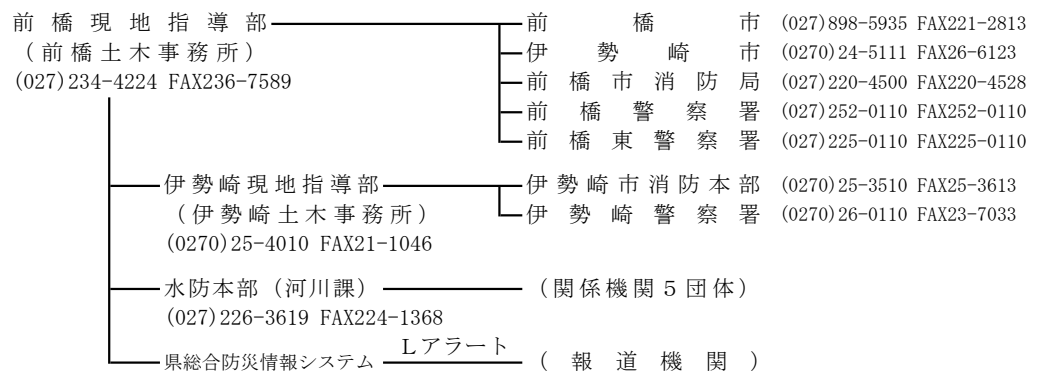
堀口
松原橋
(韭川)



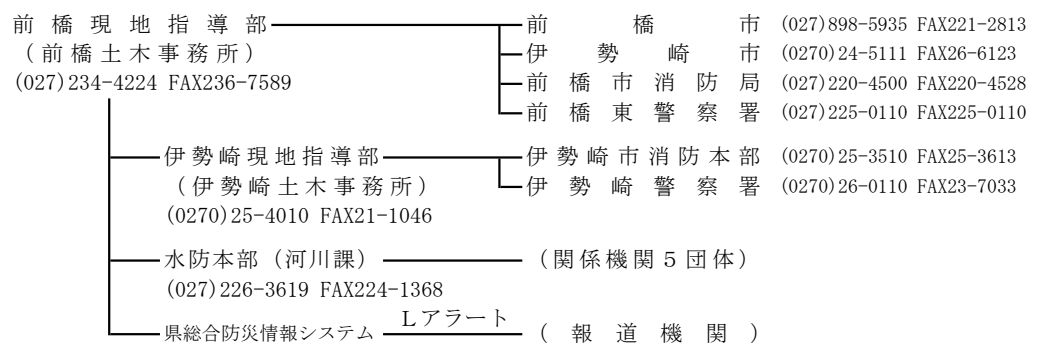
大胡
下増田
(荒砥川)



上泉
(桃ノ木川)



筑井
(桃ノ木川)



水防警報・水位情報の通知及び周知(県)

細井
(赤城白川)

前橋現地指導部——前橋市 (027)898-5935 FAX221-2813
(前橋土木事務所) ———前橋市消防局 (027)220-4500 FAX220-4528
(027)234-4224 FAX236-7589 ———前橋警察署 (027)252-0110 FAX252-0110

——水防本部(河川課)——(関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368

——県総合防災情報システム ———アラート (報道機関)

上里見
(烏川)

高崎現地指導部——高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
(高崎土木事務所) ———高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
(027)322-4186 FAX322-9067 ———高崎北警察署 (027)371-0110 FAX371-0110

——たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119

——水防本部(河川課)——(関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368

——県総合防災情報システム ———アラート (報道機関)

烏川
(烏川)

西新波
箕郷
(榛名白川)

高崎現地指導部——高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
(高崎土木事務所) ———高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
(027)322-4186 FAX322-9067 ———高崎警察署 (027)328-0110 FAX328-0110
——高崎北警察署 (027)371-0110 FAX371-0110

——たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119

——水防本部(河川課)——(関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368 ———高崎河川国道事務所 (027)345-6041 FAX345-6091

——県総合防災情報システム ———アラート (報道機関)

井野
元島名
(井野川)

高崎現地指導部——高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
(高崎土木事務所) ———高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
(027)322-4186 FAX322-9067 ———高崎警察署 (027)328-0110 FAX328-0110

——たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119

——水防本部(河川課)——(関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368 ———高崎河川国道事務所 (027)345-6041 FAX345-6091

——県総合防災情報システム ———アラート (報道機関)

板鼻
(碓氷川)

安中現地指導部——安中市 (027)382-1111 FAX329-6065
(安中土木事務所) ———高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
(027)382-1350 FAX382-2412 ———高崎市等広域消防局安中消防署 (027)382-1818 FAX380-1077
——安中警察署 (027)381-0110 FAX381-0110

——たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119

——高崎現地指導部——高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
(高崎土木事務所) ———高崎警察署 (027)328-0110 FAX328-0110
(027)322-4186 FAX322-9067 ———高崎北警察署 (027)371-0110 FAX371-0110

——水防本部(河川課)——(関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368 ———高崎河川国道事務所 (027)345-6041 FAX345-6091

——県総合防災情報システム ———アラート (報道機関)

水防警報・水位情報の通知及び周知(県)

東部大橋
(鎚川)

富岡現地指導部(富岡土木事務所)
(0274)63-2255 FAX64-3524

- 下仁田町 (0274)82-2111・64-8807 FAX82-5766
- 富岡甘楽広域消防本部 (0274)62-4325 FAX64-5665
- 富岡警察署 (0274)62-0110 FAX62-0110
- たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119
- 水防本部(河川課) (関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368
- 県総合防災情報システム Lアラート (報道機関)

下高田
中瀬橋
(高田川)

富岡現地指導部(富岡土木事務所)
(0274)63-2255 FAX64-3524

- 富岡市 (0274)62-1511 (内1302・1250) FAX62-0357
- 富岡甘楽広域消防本部 (0274)62-4325 FAX64-5665
- 富岡警察署 (0274)62-0110 FAX62-0110
- たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119
- 水防本部(河川課) (関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368
- 県総合防災情報システム Lアラート (報道機関)

七日市
(鎚川)

岩崎
(鎚川)

高崎現地指導部(高崎土木事務所)
(027)322-4186 FAX322-9067

- 藤岡市 (0274)22-7444 FAX24-4515
- 高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
- 高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
- 高崎警察署 (027)328-0110 FAX328-0110
- たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119
- 藤岡現地指導部(藤岡土木事務所)
(0274)22-2156 FAX24-3786
- 多野藤岡広域消防本部 (0274)22-1306 FAX23-2565
- 藤岡警察署 (0274)22-0110 FAX22-0110
- 水防本部(河川課) (関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368
- 高崎河川国道事務所 (027)345-6041 FAX345-6091
- 県総合防災情報システム Lアラート (報道機関)

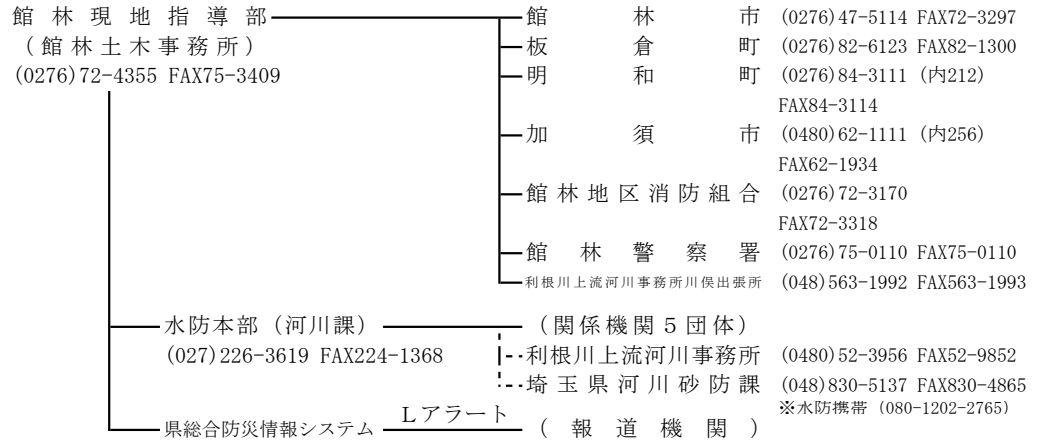
鮎川
(鮎川)

藤岡現地指導部(藤岡土木事務所)
(0274)22-2156 FAX24-3786

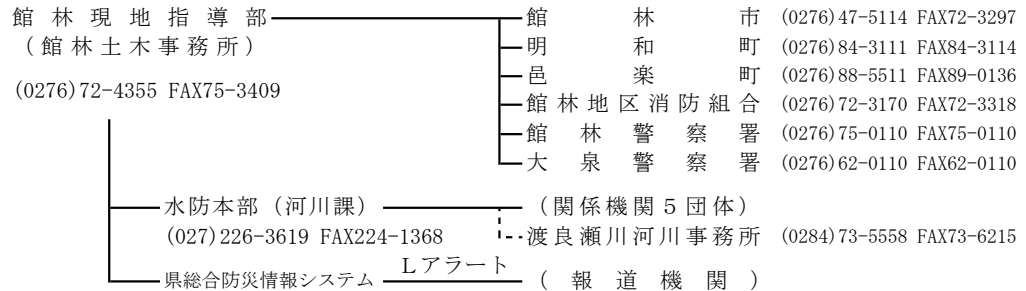
- 藤岡市 (0274)22-7444 FAX24-4515
- 高崎市 (027)321-1352 FAX321-1277
- 多野藤岡広域消防本部 (0274)22-1306 FAX23-2565
- 藤岡警察署 (0274)22-0110 FAX22-0110
- たかさき消防共同指令センター
(027)325-0119 FAX327-0119
- 高崎現地指導部(高崎土木事務所)
(027)322-4186 FAX322-9067
- 高崎市等広域消防局 (027)322-2391 FAX323-1993
- 高崎警察署 (027)328-0110 FAX328-0110
- 水防本部(河川課) (関係機関5団体)
(027)226-3619 FAX224-1368
- 高崎河川国道事務所 (027)345-6041 FAX345-6091
- 県総合防災情報システム Lアラート (報道機関)

水防警報・水位情報の通知及び周知(県)

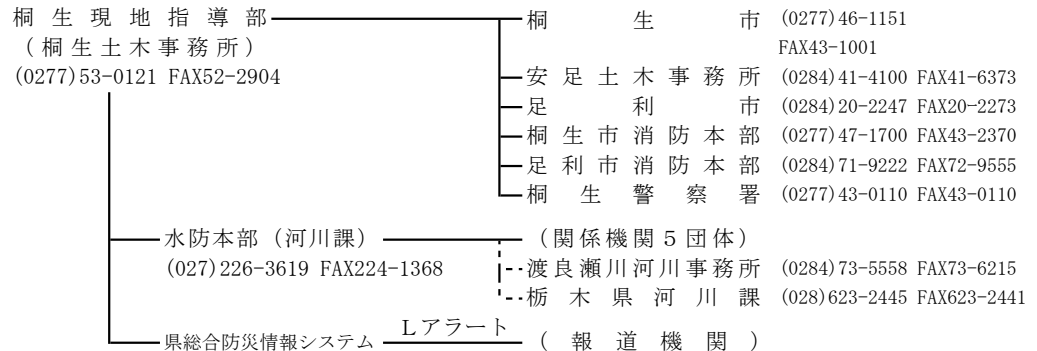
藤の木橋
(谷田川)



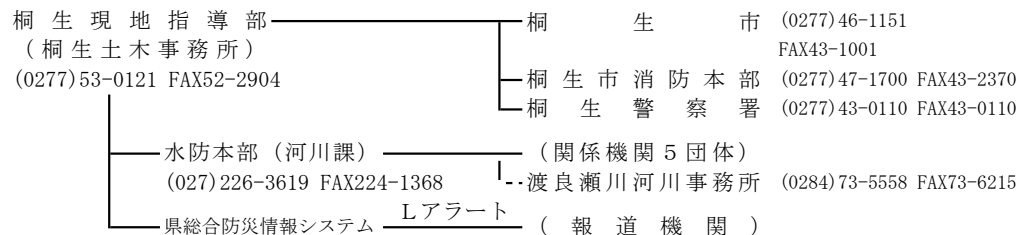
新堀橋
(新堀川)



上久方
(桐生川)



山田川
(山田川)



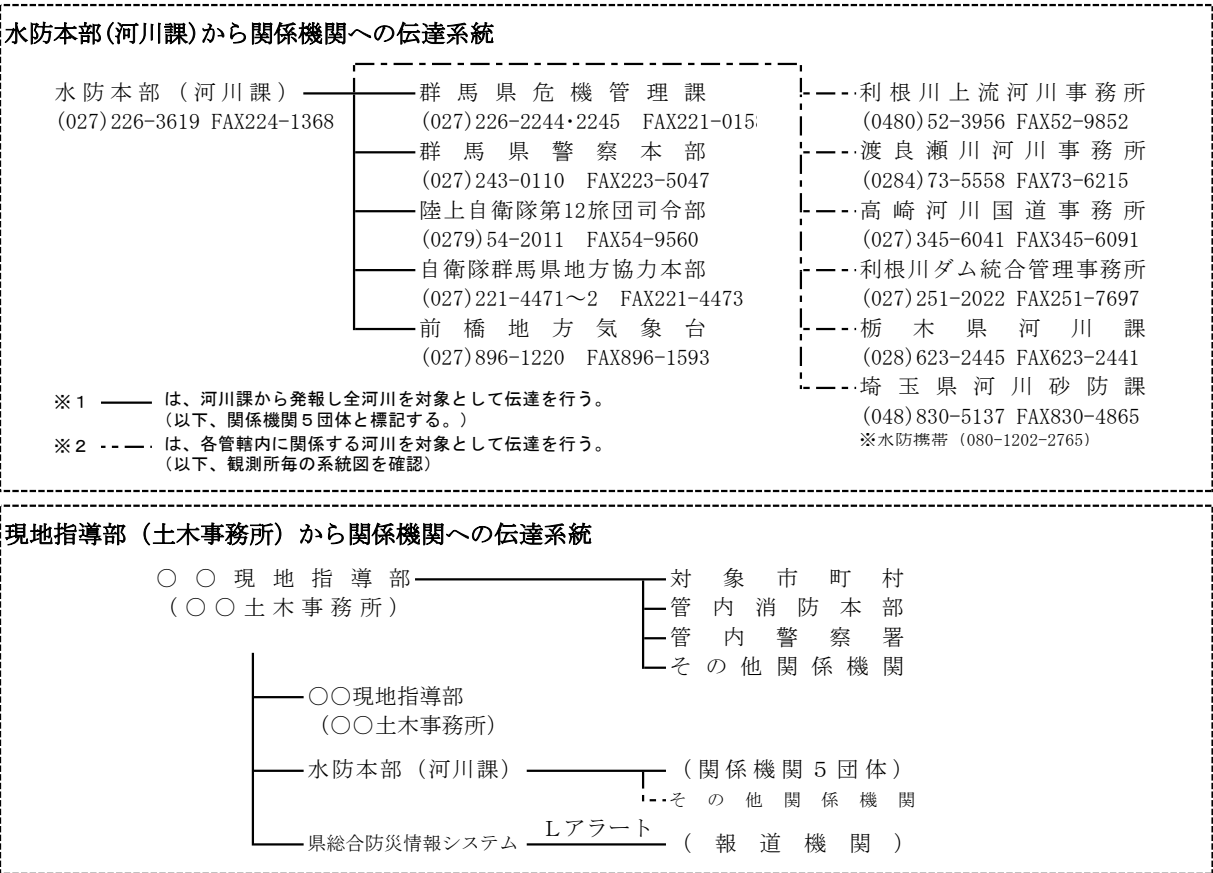
(5) 県が行うその他河川における氾濫情報の通知及び周知の伝達系統

洪水予報河川、水位周知河川を除く群馬県管理河川において、河川の氾濫を確認したときは、氾濫発生情報を発表する。

ア 発表基準

種類	発表基準
(〇〇川) 氾濫発生情報	氾濫を確認したとき
(〇〇川) 情報解除	氾濫のおそれなくなったとき

イ 伝達系統



※伝達系統については、水防警報における伝達系統と同様とし、伝達方法はメールもしくはFAX

第 6 章 水位等の観測、通報及び公表

水防本部は、気象状況により相当の雨量があると認めたときは、管内関係機関と密接な連絡をとり、県内各地における水位雨量の資料収集にあたり、必要に応じ現地指導部に連絡する。

又、テレメータシステム等の端末機を利用して国土交通省等の水位・雨量情報の把握にも努める。

県内の水位雨量情報は、テレメータシステム等の防災情報システム端末のほか、下記ウェブサイト等により把握できる。

- | | |
|-----------------------|---|
| ○群馬県リアルタイム水害リスク情報システム | |
| （一般用・PC版） | https://suibou-gunma.jp/ |
| （一般用・スマートフォン版） | https://mobile.suibou-gunma.jp/ |
| （官公庁用・PC版） | https://gunma-suigai-risk.jp |
| （官公庁用・スマートフォン版） | https://mobile.gunma-suigai-risk.jp/ |
| ○群馬県水位雨量情報システム | |
| （PC版） | https://www.river-gunma.jp |
| （携帯版） | http://www.river-gunma.jp/k |
| （スマートフォン版） | https://www.river-gunma.jp/sp/ |
| ○国土交通省 川の防災情報 | https://www.river.go.jp/ |
| ○国土交通省 水害リスクライン | https://frl.river.go.jp/ |
| ○気象庁 | https://www.jma.go.jp/ |

6.1 雨量の観測及び通報

- (1) 県内に設置されている雨量観測施設は、資料編「4. 観測通報」の一覧のとおりである。
なお、雨量観測施設一覧(1)に定める雨量観測者は、降雨が非常に激しくかつ、連続雨量の増加が予想されるときは、1時間ごとの雨量を迅速な方法で所轄現地指導部長に通報する。
ただし、観測テレメータで把握できる観測所については省略できる。
- (2) 現地指導部長は、観測者から通報された正確な雨量状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した雨量も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメータで把握できる観測所については、この限りではない。

6.2 水位の観測及び通報

- (1) 県内に設置されている水位観測施設は、資料編「4. 観測通報」の一覧のとおりである。
なお、水位観測施設一覧(1)に定める水位観測者は、次によりその水位状況を迅速な方法で、所轄現地指導部長に通報する。ただし、観測テレメータで把握できる観測所については省略できる。

ア 水防団待機水位に達したときから、同水位を下るまでの間毎時間ごと。
イ 氾濫注意水位に達したとき。
ウ 避難判断水位に達したとき。
エ 最高水位に達したとき。
オ 避難判断水位を下ったとき。
カ 氾濫注意水位を下ったとき。
キ 水防団待機水位を下ったとき。
ク 急激に水位が上昇したとき。
- (2) 現地指導部長は、観測者から通報された正確な水位状況をすみやかに水防本部に報告するとともに、つとめて関係国土交通省出先機関並びに管内水防機関に連絡する。この場合、管内関係機関から入手した水位も把握し、併せて報告する。ただし、観測テレメータで把握できる観測所については、この限りではない。

6.3 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第7章 協力及び応援

7.1 河川管理者の協力及び援助（直轄河川）

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

7.2 河川管理者の協力及び援助（県管理河川）

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

7.3 下水道管理者の協力（県管理下水道）

下水道管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

7.4 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対し、応援を求めることができる。
- (2) 応援を求められた者は、自からの区域で水防活動を行う必要があるための応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。
- (3) 隣接する水防管理団体は、あらかじめ協力、応援等水防事務に関し、相互協定をして非常事態に対処できるよう準備を整えて置くものとする。特に、指定水防管理団体は、隣接市町村間の応援に関する具体的事項を水防計画に定めておくものとする。

7.5 隣接県との協力及び相互協定

1 栃木県との協定

(1) 対象河川は、次のとおりとする。

ア. 渡良瀬川 イ. 矢場川 ウ. 桐生川 エ. 秋山川 オ. 旗川

(2) 両県が交換を行う水防情報は、次のとおりとする。

ア. 両県が所管する雨量、水位情報

イ. 両県が発表する洪水予報、水位情報の通知及び周知、水防警報の情報

ウ. 両県双方に関係する水防活動情報

エ. 両県双方に関係する被害情報

オ. 両県双方の水防計画

カ. その他、水防事務で必要な情報

(3) (2)イ. の対象となる雨量・水位観測所は次のとおりとする。

ア. 上久方（水位：桐生川） イ. 大橋（水位：秋山川） ウ. 白旗橋（水位：旗川）

(4) 情報交換の担当及び連絡先の部局は、次のとおりとする。

栃木県県土整備部河川課県土防災対策班

N T T 電 話 028 (623) 2445 (県土防災対策班直通)

N T T F A X 028 (623) 2441

マイクロ電話 83 (766) 2445

マイクロ F A X 83 (766) 7510

群馬県県土整備部河川課水害対策室防災係

N T T 電 話 027 (226) 3619 (防災係直通)

N T T F A X 027 (224) 1368

マイクロ電話 83 (746) 311 ～ 313

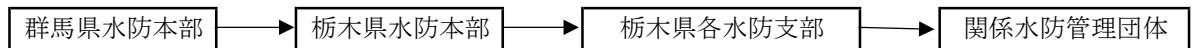
マイクロ F A X 83 (746) 300

(5) 伝達系統は、次のとおりとする。

ア. 栃木県から群馬県へ伝達



イ. 群馬県から栃木県へ伝達



(6) 上記、(1)で規定した河川の水防について、水防法第23条に基づく応援活動が両県にまたがるときは、その応援活動が円滑に実施されるよう、必要に応じて支援、調整を行う。

ア. 両県の支援、応援内容

1) 水防管理団体間の連絡及び応援内容、方法の調整。

2) 両県が保有する水防情報の提供。

3) 水防法第23条第4項の規定にある協議が定まらないときの調整。

4) その他、両県が対応できるすべての応援活動。

イ．水防管理団体等の応援内容

- 1) 水防団（消防団）員の派遣
- 2) 備蓄している水防用資材、器具等の提供
- 3) その他、災害による被害を最小限に防止する応援活動全般

ウ．応援の方法

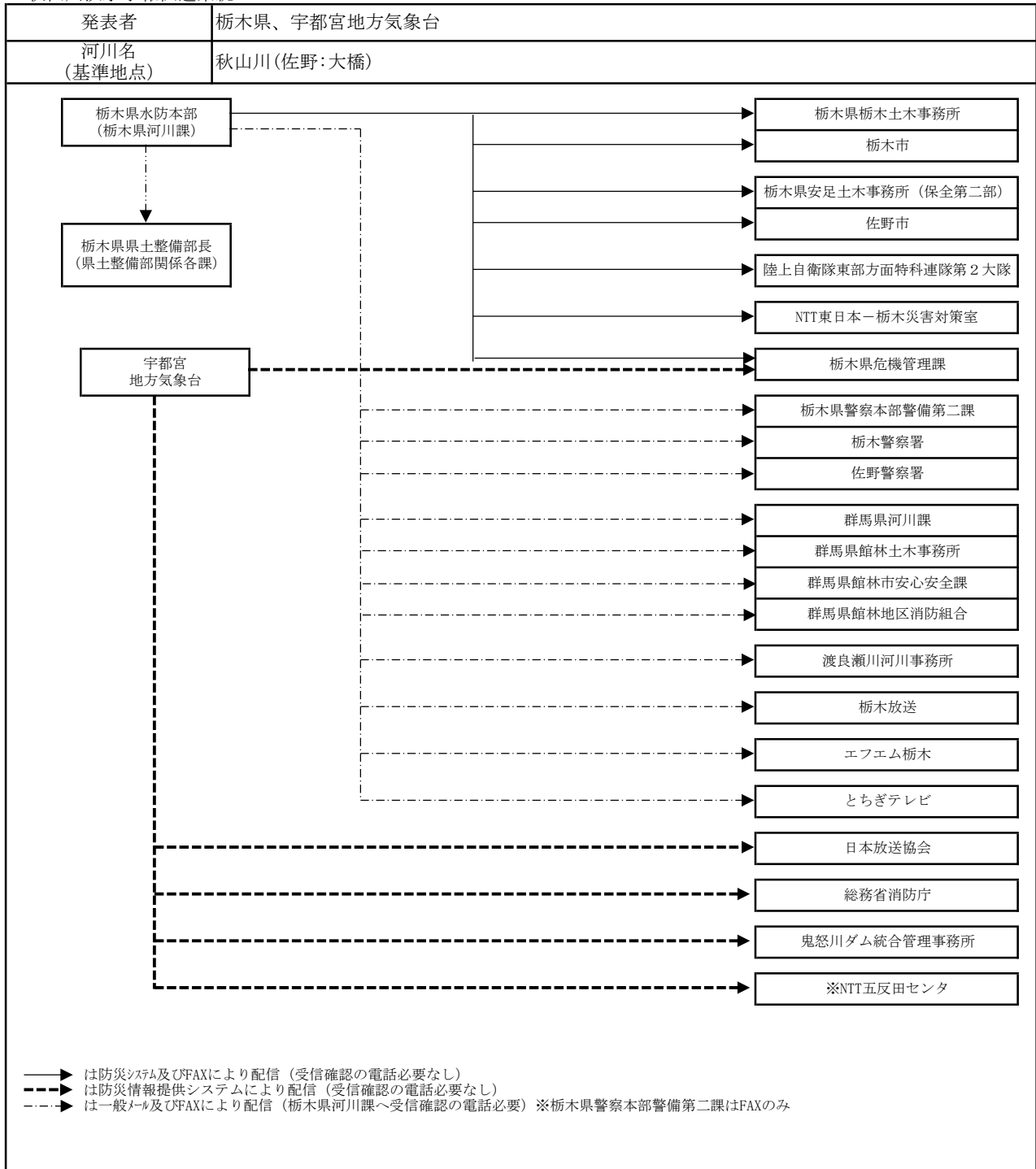
- 1) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- 2) 応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものと、負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体とが協議して定める。
- 3) 水防管理者でない市町村長及び消防長が応援要請を受けた場合は、所轄する水防管理者に意見を求める。

エ．水防管理団体の応援協定

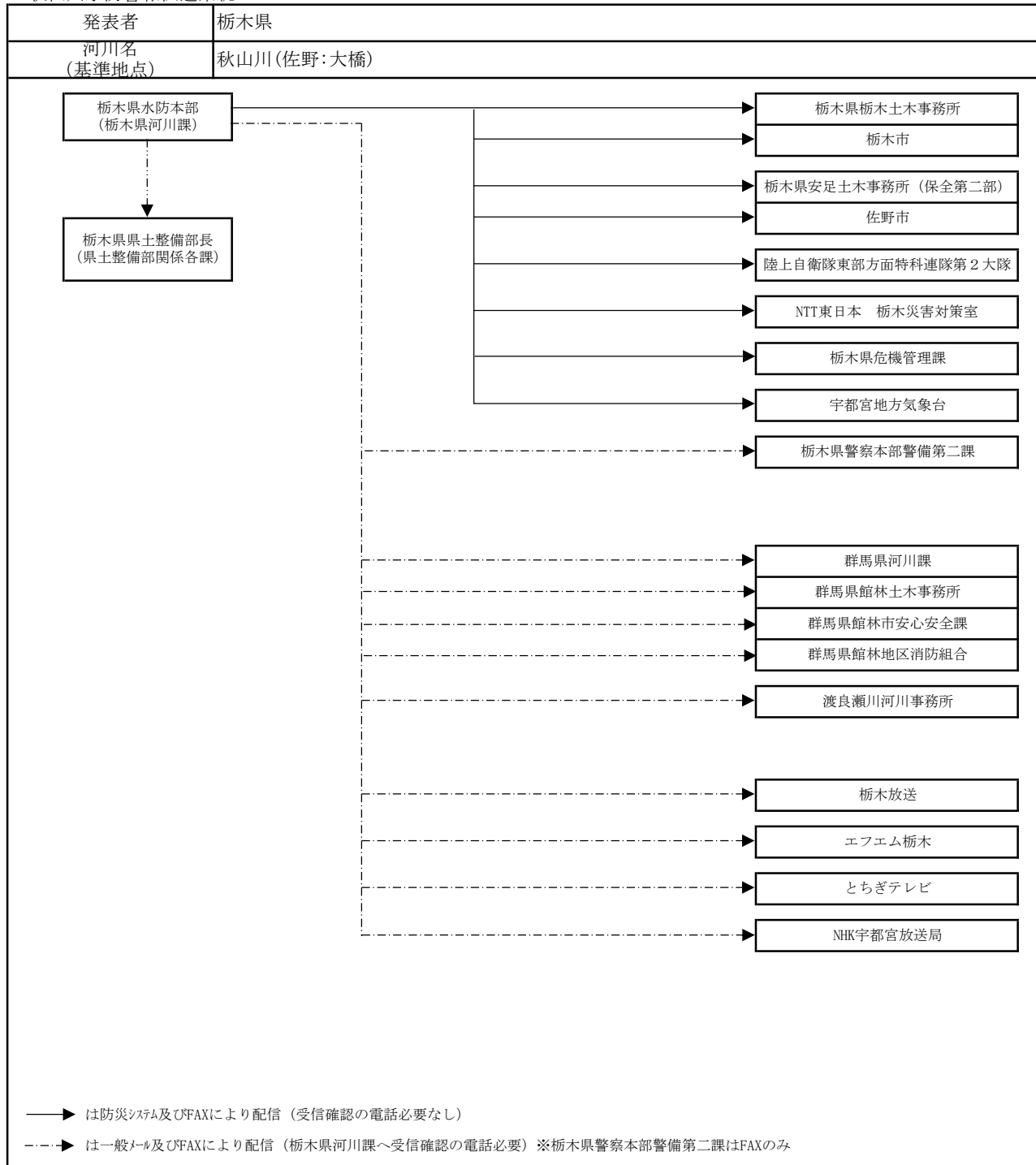
両県にまたがる水防管理団体間の応援等に関する協定は以下のとおり。

- 1) 渡良瀬川左岸（渡良瀬大橋上流部）
 - ・ 栃木県佐野地区広域消防組合と群馬県館林地区消防組合
- 2) 渡良瀬川右岸及び矢場川
 - ・ 栃木県足利市水防管理団体及び栃木市水防管理団体と群馬県館林地区消防組合

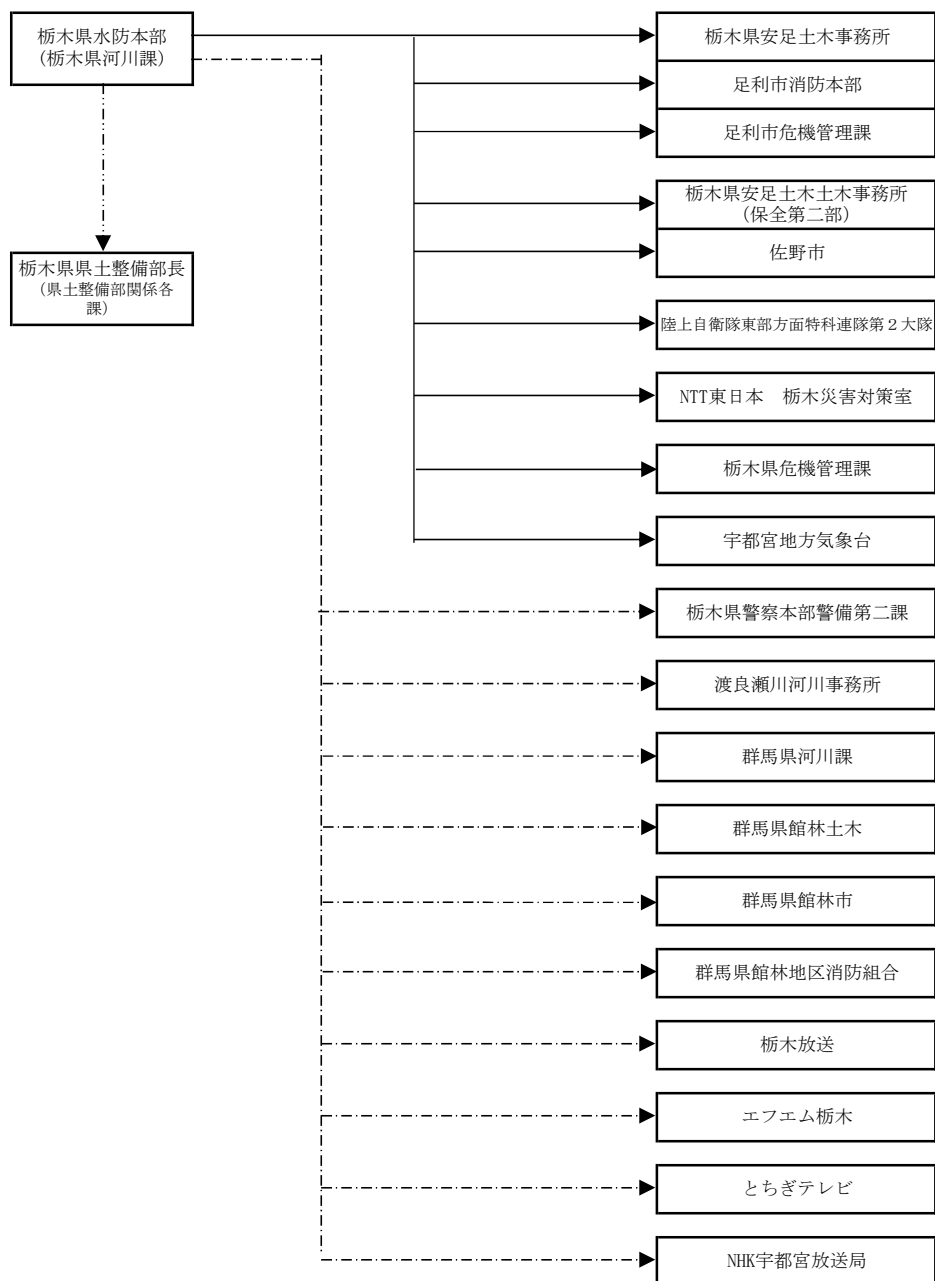
秋山川洪水予報伝達系統



秋山川水防警報伝達系統



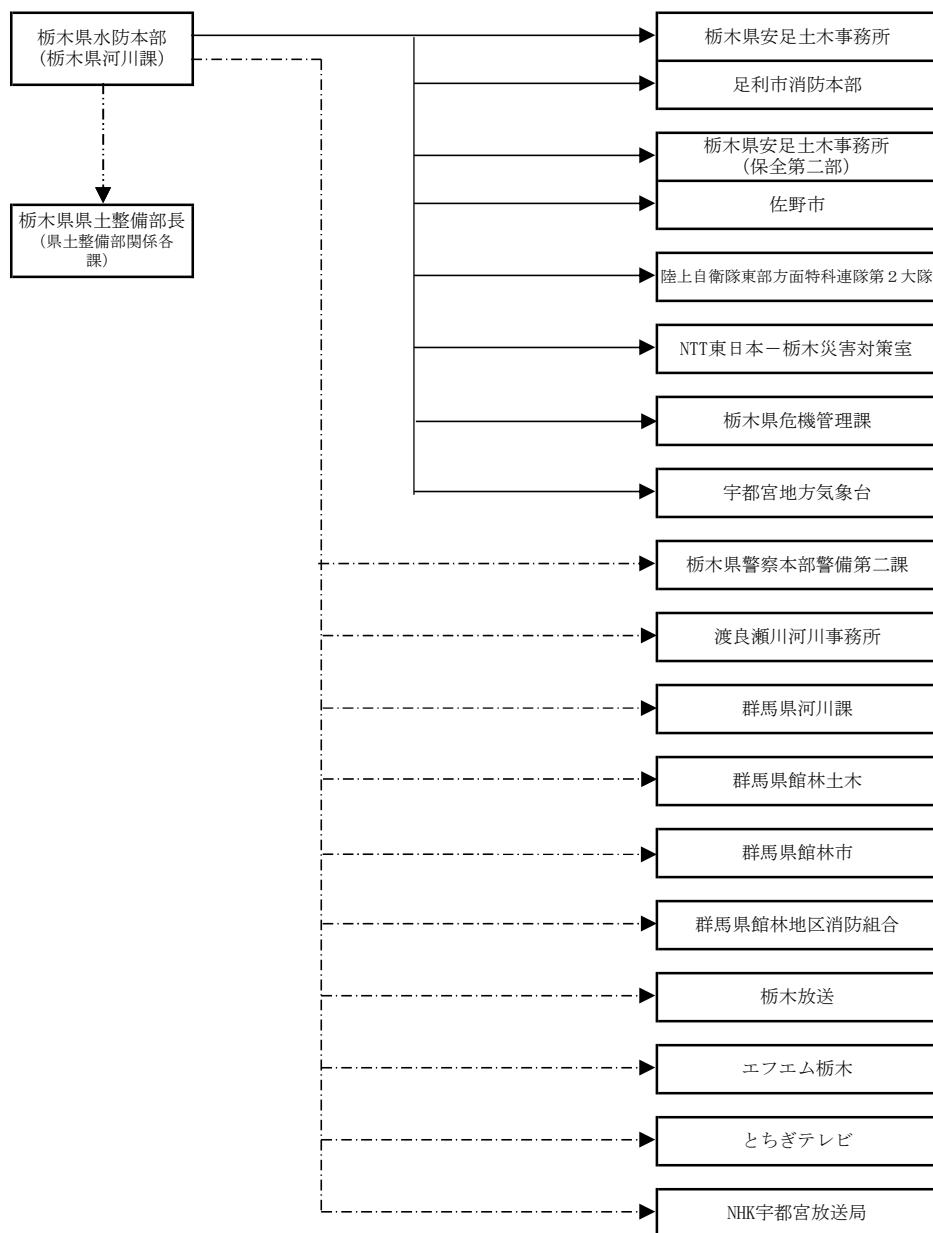
旗川：水位周知河川伝達系統



——▶ は防災システム及びFAXにより配信（受信確認の電話必要なし）

- - - -▶ は一般メール及びFAXにより配信（栃木県河川課へ受信確認の電話必要）※栃木県警察本部警備第二課はFAXのみ

旗川：水防警報伝達系統



——▶ は防災システム及びFAXにより配信。(受信確認の電話必要なし)

- - - -▶ は一般メール及びFAXにより配信。(栃木県河川課へ受信確認の電話必要) ※栃木県警察本部警備第二課はFAXの

2 埼玉県との協定

(1) 対象河川は、次のとおりとする。

ア. 谷田川 イ. 石田川 ウ. 利根川 エ. 神流川 オ. 烏川 カ. 渡良瀬川
キ. 広瀬川 ク. 早川 ケ. 小山川

(2) 対象となる雨量・水位観測所は次のとおりとする。

ア. 藤の木橋（水位：谷田川） イ. 牛沢（水位：石田川） ウ. 下田島（水位：石田川）
エ. 大正橋（水位：利根川） オ. 県庁裏（水位：利根川） カ. 上福島（水位：利根川）
キ. 三光（水位：広瀬川） ク. 下武士（水位：広瀬川） ケ. 前島（水位：早川）
コ. 徳川橋（水位：早川） サ. 栗崎（水位：小山川） シ. 内ヶ島（水位：小山川）

(3) 両県が交換を行う水防情報は、次のとおりとする。

ア. 両県が所管する雨量、水位情報
イ. 両県が発表する洪水予報、水位情報の通知及び周知、水防警報
ウ. 両県双方に関係する水防活動情報
エ. 両県双方に関係する被害情報
オ. 両県双方の水防計画
カ. その他、水防事務で必要な情報

(4) 情報交換の担当及び連絡先の部局は、次のとおりとする。

群馬県県土整備部河川課水害対策室防災係

N T T 電 話 027 (226) 3619 (防災係直通)

N T T F A X 027 (224) 1368

マイクロ電話 83 (746) 311 ~ 313

マイクロ F A X 83 (746) 300

埼玉県県土整備部河川砂防課防災担当

N T T 電 話 048 (830) 5137 (防災担当直通)

N T T F A X 048 (830) 4865

マイクロ電話 83 (703) 314

マイクロ F A X 83 (703) 300

(5) 伝達系統は、次のとおりとする。

ア. 群馬県から埼玉県へ伝達



イ. 埼玉県から群馬県へ伝達



(6) 上記、(1)で規定した河川の水防について、水防法第23条に基づく応援活動が両県にまたがるときは、その応援活動が円滑に実施されるよう、必要に応じて支援、調整を行う。

ア. 両県の支援、応援内容

- 1) 水防管理団体間の連絡及び応援内容、方法の調整。
- 2) 両県が保有する水防情報の提供。
- 3) 水防法第23条第4項の規定にある協議が定まらないときの調整。
- 4) その他、両県が対応できるすべての応援活動。

イ．水防管理団体等の応援内容

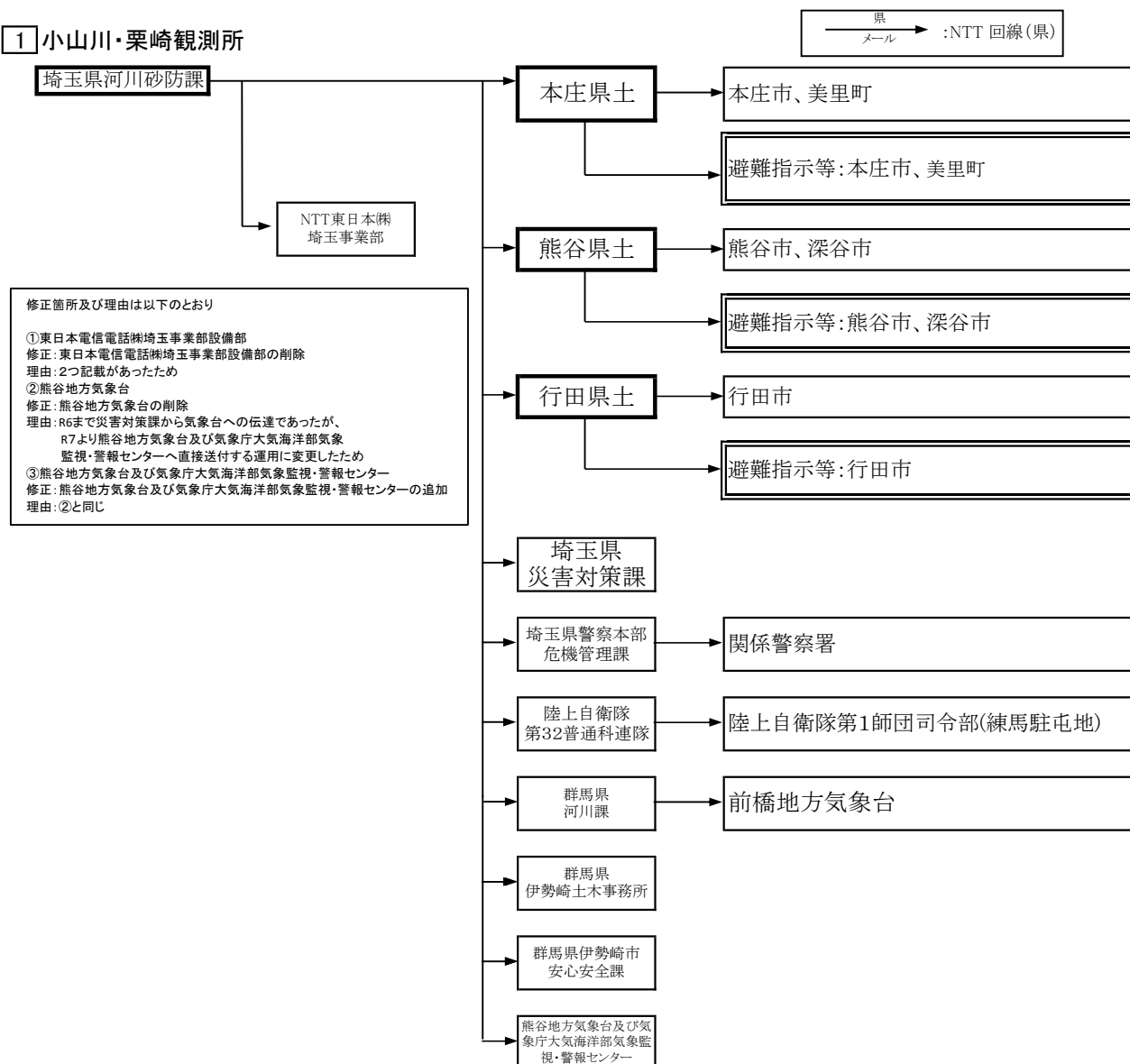
- 1) 水防団（消防団）員の派遣
- 2) 備蓄している水防用資材、器具等の提供
- 3) その他、災害による被害を最小限に防止する応援活動全般

ウ．応援の方法

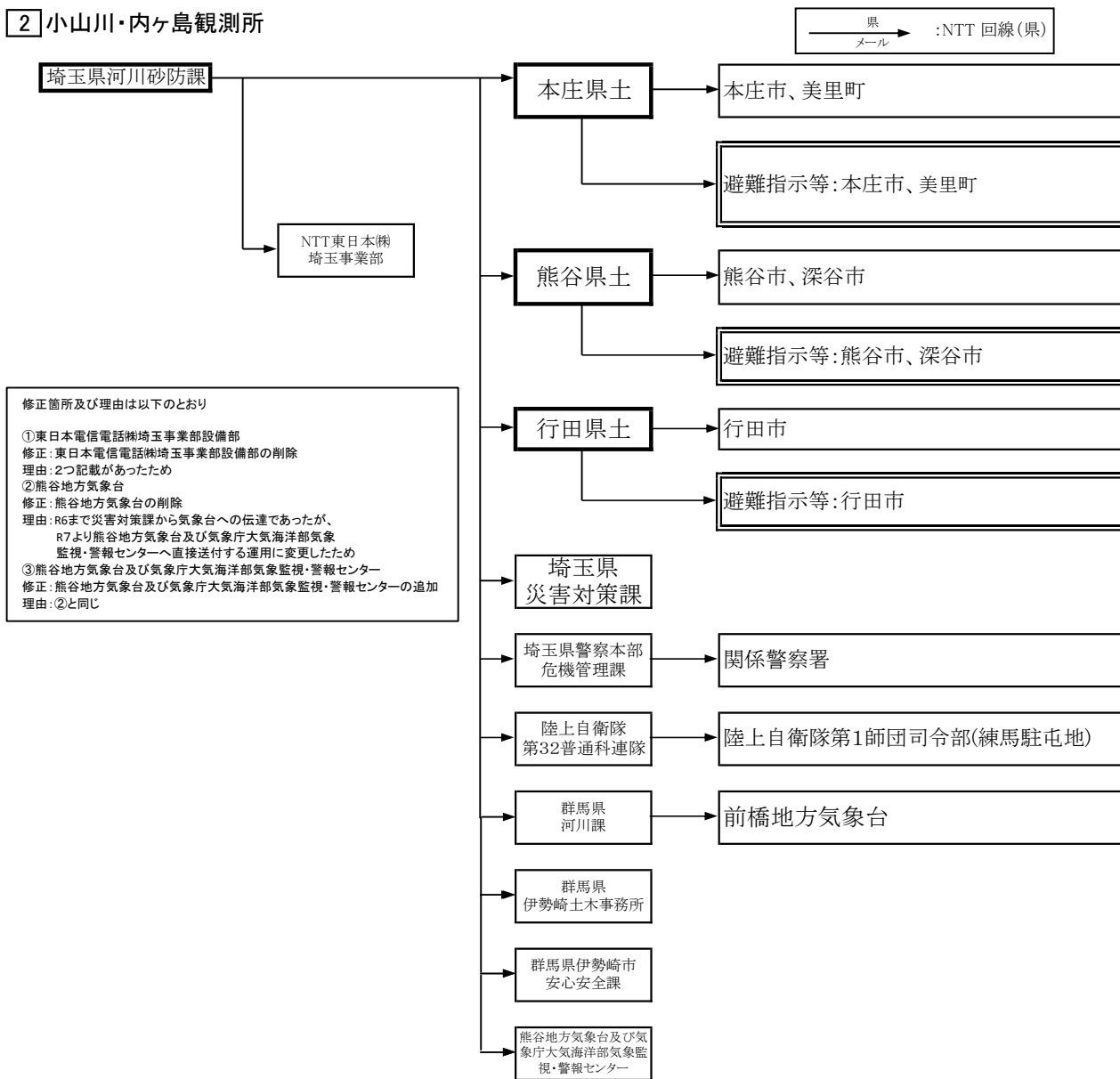
- 1) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- 2) 応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものと、負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体とが協議して定める。
- 3) 水防管理者でない市町村長及び消防長が応援要請を受けた場合は、所轄する水防管理者に意見を求める。

埼玉県知事の行う水位情報の通知及び周知

1 小山川・栗崎観測所



2 小山川・内ヶ島観測所



第8章 水防協力団体

8.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、8.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

8.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

8.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

8.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料編付録 水防協力団体指定要領例を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第9章 水 防 報 告

水防活動が終結した場合、2日以内に水防管理団体及び土木事務所長は、次により水防本部長に報告するものとする。また、水防本部長は、当該水防管理者からの報告について国土交通省（関東地方整備局）に報告するものとする。

9.1 水防管理団体

水防管理者は、付表2の（1）水防実施状況報告書に、付表2の（2）水防実施箇所別表及び付表2の（3）水防活動報告書を添えて遅滞なく所轄土木事務所を経由し、知事に報告する。

9.2 土木事務所長

水防管理団体の実施した水防活動に応援、又は土木事務所単独で実施した水防活動について、箇所毎に付表2の（2）水防実施箇所別表及び付表2の（3）水防活動報告書を作成し、付表2の（1）の水防実施状況報告書に添えて遅滞なく知事に報告する。

水 防 実 施 状 況 報 告 書									
群馬県知事 殿				令和 年 月 日		水 防 管 理 者 名 (または土木事務所長名)			
令和 年 月 日から 月 日の(何々)に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。									
記									
水 防 作 業 実 施 日 時		自 至		月 月 日 日 時 時		水 防 作 業 実 施 箇 所 数		箇 所	
出 動 人 員		県(市町村)職員延 人		水防団員延 人		消防団員延 人		その他延 人 合計延 人	
所 要 経 費		人 件 費		資材物件費		円		合 計	
		手 当	円	その他	円	資材	円	器材	円
						燃料		円	
						その他		円	
出 水 の 概 況									
水防作業の概況及びその効果									

(作成責任者)

71

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県〇〇市消防団・令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第10章 ダム・水門等及びその操作

- (1) 水防上重大な関係を有するダム、水門等は、資料編「5. ダム一覧及び放流等連絡系統」「6. 水門及び樋門等一覧」の一覧のとおりで、洪水等における操作については、それぞれ定められた操作規定により、的確な操作が行われるのであるが、現地指導部長及び水防管理団体はあらかじめ、その管内にあるものについて、関係国土交通省出先事務所長及びダム、水門等の管理者と門扉の操作基準、連絡方法等について協議し、連絡先、その方法等を水防計画に定め水防活動に支障のないようにする。法等について協議し、連絡先、その方法等を水防計画に定め水防活動に支障のないようにする。
- (2) 水門管理者は、ダム、水門等の操作責任者から操作の連絡を受けたときは、所轄現地指導部長にすみやかに報告する。

第11章 重要水防箇所

県内の重要水防箇所は、次のとおりであるが、その基準は、下記による。

11.1 重要水防箇所指定基準（国管理河川）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （ 溢 水 ）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

11.2 重要水防箇所指定基準（県管理河川）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

11.3 重点監視区間指定基準（県管理河川）

種 別	指定基準
浸 透	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。
侵 食	① 洪水予報河川及び水位周知河川であること。 ② 重要水防箇所位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。

※重点監視区間に指定した箇所については種別に（重点）とし記載。

11.4 重要水防箇所

県内の重要水防箇所は次表のとおりである。また、各土木事務所管内の箇所及びその内訳については、資料編「8. 土木事務所別重要水防箇所」のとおりである。

重要水防箇所総括表

		前橋	渋川	伊勢崎	高崎	安中	藤岡	富岡	中之条	沼田	太田	桐生	館林	計
一級河川指定区間（県管理河川）	河川	5	1	8	7	3	2	7	2	3	2	2	5	47
	箇所	50	10	69	45	10	6	32	4 (3)	16	17	7	23 (22)	289 (242)
	A箇所	15	6	19	9	4	1	9		8		1	11	83
	延長	17,380	3,130	17,560	5,950	4,200	200	2,280		4,000		100	9,220	64,020
	B箇所	35	4	50	35	6	5	23	3	8	17	6	9	201
	延長	13,670	1,400	25,370	13,050	1,375	3,150	8,000	550	1,860	9,060	2,100	11,810	91,395
	要注意箇所				1				1 (0)				3 (2)	5 (2)
	延長				300				100 (0)				650 (0)	1,050 (0)
	箇所	50	10	69	45	10	6	32	4 (3)	16	17	7	23 (22)	289 (242)
	延長	31,050	4,530	42,930	19,300 (19,300)	5,575	3,350	10,280	650 (550)	5,860	9,060	2,200	21,680 (21,030)	156,465 (156,365)
一級河川指定区間外（国管理河川）	河川			3	4		3				3	2	5	20
	箇所			119 (109)	44		14				196 (173)	205 (130)	301 (242)	879 (654)
	A箇所				6						4	8	50	68
	延長				1,490.0						115.0	1,762.0	4,134.6	7,501
	B箇所			98	19		5				160	105	183	570
	延長			16,072.6	7,872.0		740.0				10,499.0	11,663.0	40,528.7	87,375
	要注意箇所			21 (11)	19		9				32 (9)	92 (33)	68 (9)	241 (62)
	延長			4,861.3 (3,358)	6,442.0		837.0				3,581.1 (825)	6,355.6 (3,246)	12,578.8 (894)	34,656 (8322)
	箇所			119 (109)	44		14				196 (173)	205 (130)	301 (242)	879 (654)
	延長			20,933.9 (19,430)	15,804.0		1,577.0				14,194.7 (11,439)	19,780.4 (16,670)	57,242.1 (45,557)	129,532 (93097)
合 計	河川	5	1	11	11	3	5	7	2	3	5	4	10	67
	箇所	50 50	10 10	188 178	89 89	10 10	20 20	32 32	4 3	16 16	213 190	212 153	324 264	1,168 1,015
	A箇所	15	6	19	15	4	1	9		8	4	9	61	151
	延長	17,380.0	3,130.0	17,560.0	7,440.0	4,200.0	200.0	2,280.0		4,000.0	115.0	1,862.0	13,354.6	71,521.6
	B箇所	35	4	148	54	6	10	23	3	8	177	111	192	771
	延長	13,670.0	1,400.0	41,442.6	20,922.0	1,375.0	3,890.0	8,000.0	550.0	1,860.0	19,559.0	13,763.0	52,338.7	178,770.3
	要注意箇所			21 (11)	20		9		1		32 (9)	92 (33)	71 (11)	246 (64)
	延長			4,861.3 (3,358)	6,742.0		837.0		100.0 0		3,581.1 (825)	6,355.6 (3,246)	13,228.8 (894)	35,705.8 (8,323)
	箇所	50 (50)	10 (10)	188 (178)	89 (89)	10 (10)	20 (20)	32 (32)	4 (3)	16 (16)	213 (190)	212 (153)	324 (264)	1,168 (1015)
	延長	31,050 (31,050)	4,530 (4,530)	63,864 (62,361)	35,104 (35,104)	5,575 (5,575)	4,927 (4,927)	10,280 (10,280)	650 (550)	5,860 (5,860)	23,255 (20,499)	21,981 (18,871)	78,922 (66,587)	285,998 (266,194)

※（ ）内数値は、重複する河川を除いた値

第12章 水防団等の器具資材設備

12.1 水防管理団体の水防又は消防機関

水防管理団体の水防又は消防機関は、資料編「9. 水防管理団体の水防又は消防機関」のとおりである。
 現地指導部及び水防管理団体においては、緊急時の情報伝達体制を円滑に行うため、常に関係機関、部署の連絡先などを確認し、水防配備に備えるものとする。

12.2 水防倉庫及び備蓄資機材

県内の現地指導部及び水防管理団体が所有する水防倉庫備蓄資機材について、管理者は常に備蓄数や保管状態を確認するとともに、緊急時に迅速な資機材の調達ができるよう、適切な保管に努めるものとする。また、水防管理団体の管理する倉庫について、管理者は常に資機材補充のため水防区域の近在の手持資機材を調査し、緊急時の使用に備える。

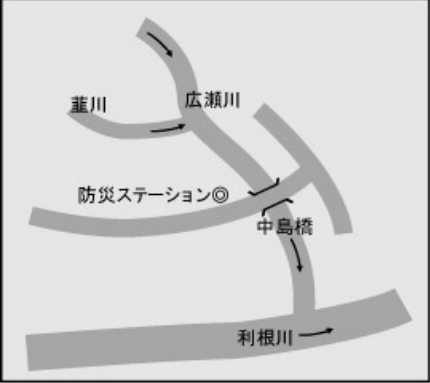
各土木事務所管内別の水防倉庫所在地については資料編「10. 土木事務所別水防倉庫所在地」のとおりである。

12.3 河川防災ステーション

河川防災ステーションは、洪水時の水防活動や災害時の応急復旧に必要な資器材を予め備蓄し、その活動を支援するための拠点となる施設であり、また平常時には河川巡視の中継拠点や河川防災活動の場として利用するものである。

河川防災ステーションは、現在、伊勢崎市の広瀬川と板倉町の利根川に整備されている。

①広瀬川防災ステーション概要

所 在 地	伊勢崎市境中島地先 一級河川広瀬川 右岸	
設 置 年 度	平成6年度～7年度	
敷 地 面 積 (内 訳)	$A = 3,550 \text{ m}^2$ ・水防作業ヤード $A = 465 \text{ m}^2$ ・資材等備蓄ヤード $A = 1,700 \text{ m}^2$ ・駐車場 $A = 536 \text{ m}^2$ ・防災センター $A = 164 \text{ m}^2$ (防災倉庫等) ・その他(通路、植栽) $A = 685 \text{ m}^2$	
備 蓄 資 材	土砂 $V = 7,000 \text{ m}^3$ 砕石、栗石 $V = 160 \text{ m}^3$ 根固ブロック 120 個 植栽 1式	
管 理 者	群馬県伊勢崎土木事務所 TEL 0270 - 25 - 4010 伊勢崎市(安心安全課) TEL 0270 - 24 - 5111 (内線 5327)	

②大高島地区河川防災ステーション概要（利根川）

所 在 地	邑楽郡板倉町大高嶋地先 一級河川利根川 左岸
設 置 年 度	平成15年度 ～ 21年度
敷 地 面 積 (内 訳)	$A = 104,000 \text{ m}^2$ ・水防作業ヤード $A = 5,000 \text{ m}^2$ ・資材等備蓄ヤード $A = 35,000 \text{ m}^2$ ・駐車場 $A = 2,500 \text{ m}^2$ ・水防センター $A = 2,500 \text{ m}^2$ （水防倉庫、会議室、待機所） ・車両回転場所 $A = 900 \text{ m}^2$ ・ヘリポート $A = 15,600 \text{ m}^2$
備 蓄 資 材	土砂 $V = 10,300 \text{ m}^3$ 砕石、栗石 $V = 21,000 \text{ m}^3$ 袋詰め砕石 6,620 個 鋼矢板 1,668 枚 (L=20m) 根固ブロック 3,744 個
管 理 者	国土交通省利根川上流河川事務所 TEL 0480 - 52 - 3956 板 倉 町 役 場 TEL 0276 - 82 - 1111



第13章 通信連絡輸送

13.1 防災行政無線等通信施設

水防時に必要とする通信連絡のための防災行政無線通話施設及びその番号一覧は、資料編「11. 防災行政無線番号一覧」のとおりとする。防災行政無線での通信連絡は、有線通信網が使用不可能の際有効に使用できるため、日頃よりその使用方法などを確認しておくものとする。ただし、この通信施設で通信することが不能又は遅延すると認められる場合は、資料編に掲載した次の機関の専用電話又は、無線等の通信施設を使用することができる。

- ア 防災行政無線番号一覧 ⇒ 資料編「11. 防災行政無線番号一覧」
- イ 国土交通省専用電話番号一覧 ⇒ 資料編「12. 国土交通省専用電話番号一覧」
- ウ 緊急電話番号一覧 ⇒ 資料編「13. 緊急電話番号一覧」

13.2 輸送経路

現地指導部や水防管理団体は、資器材備蓄倉庫への経路や緊急物資輸送経路、相互の連絡経路などについて、予め必要な経路を調査し把握しておくものとする。

第14章 浸水想定区域の指定

水防法第14条第1項の規定による、知事が指定した河川における浸水想定区域の指定については、次のとおりである。

○知事指定河川一覧及び浸水想定区域の指定日

石田川・蛇川	平成29年6月13日	群馬県告示第171号	粕川	平成29年6月13日	群馬県告示第174号
早川	平成29年6月13日	群馬県告示第172号	菰川	平成29年6月13日	群馬県告示第175号
烏川	平成29年6月13日	群馬県告示第181号	谷田川	平成29年6月13日	群馬県告示第171号
碓氷川	平成29年6月13日	群馬県告示第184号	高田川	平成29年6月13日	群馬県告示第171号
井野川	平成29年6月13日	群馬県告示第171号	桐生川	平成29年6月13日	群馬県告示第171号
榛名白川	平成29年6月13日	群馬県告示第183号	鮎川	平成29年6月13日	群馬県告示第187号
利根川	平成29年7月28日	群馬県告示第233号	鏑川	令和元年9月27日	群馬県告示第142号
広瀬川	平成29年6月13日	群馬県告示第173号	新堀川	令和3年1月19日	群馬県告示第10号
荒砥川	平成29年6月13日	群馬県告示第176号	山田川	令和3年9月28日	群馬県告示第259号
桃ノ木川	平成29年6月13日	群馬県告示第177号	県管理423河川	令和4年3月29日	群馬県告示第89号
赤城白川	平成29年6月13日	群馬県告示第178号			